

令和 7 年

厚生委員会会議録

と き 令和 7 年 9 月 2 4 日

品 川 区 議 会

令和7年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和7年9月24日（水） 午前10時00分～午後2時34分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員	委員長 田中たけし	副委員長 えのした正人
	委員 渡辺ゆういち	委員 大倉たかひろ
	委員 あくつ広王	委員 鈴木ひろ子
	委員 吉田ゆみこ	委員 やなぎさわ聡

出席説明員	新井副区長	寺嶋福祉部長
	東野参事 （福祉部福祉計画課長事務取扱）	佐藤障害者施策推進課長
	松山障害者支援課長	菅野高齢者福祉課長
	桎村高齢者地域支援課長	豊嶋生活福祉課長 （生活支援臨時給付金担当課長兼務）
	阿部健康推進部長 （品川区保健所長兼務）	高山健康推進部次長 （品川区保健所次長兼務） （地域医療連携課長事務取扱）
	勝亦健康課長	赤木生活衛生課長
	五十嵐参事 （健康推進部保健予防課長事務取扱）	石橋品川保健センター所長
	福地大井保健センター所長	飛田荏原保健センター所長
	山下国保医療年金課長	

○午前10時00分開会

○田中委員長

ただいまから、厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、報告事項、行政視察について、およびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、3名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 報告事項

(1) 小山台住宅等跡地複合施設の開設時期の変更について

○田中委員長

それでは、予定表1の報告事項を聴取いたします。

(1)小山台住宅等跡地複合施設の開設時期の変更についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○東野福祉計画課長

おはようございます。それでは、報告事項(1)小山台住宅等跡地複合施設の開設時期の変更につきまして、ご説明申し上げます。

資料をご覧ください。1、対象施設の概要につきましては、記載のとおりでございます。

2の変更理由です。当該施設の建設に当たりましては、円滑な工事計画を進めるため、同時期に施工する近隣地工事との車両動線を勘案いたしまして、設計時に予定しておりました資材の搬出入計画を変更しております。また、建設業の働き方改革の促進によりまして、作業日数の見直しが生じた結果、3の整備スケジュールのように、工事期限が3か月延長となりました。

これに伴いまして、開設準備も遅れるため、施設運営予定事業者と協議したところ、年度末の開設については、人材確保が困難であるとの理由から、これまで令和9年度の開設に向けて進めてまいりましたが、開設時期につきましては、令和10年4月に変更いたします。

なお、開設時期の変更および工事に係る詳細等につきましては、周辺住民を対象とした工事説明会で周知してまいります。

○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

今、施設運営事業所と相談した結果ということでご説明がありましたけれども、施設運営事業所というのは、高齢者の指定管理者の候補になっていますこうほうえんということではないのでしょうか。

そして、そういうこと言えば、高齢者のほうは、去年の2024年11月6日に厚生委員会に報告があつて、令和9年12月1日から5年間ということで、指定管理の候補になるということでのご報告があつたわけですが、障害者施設のほうは、今、公募もしていない状況なのではないかと思うのですが、同時期に障害者施設も開設するということであると思うのですが、高齢者のほうはそういう形で去年の段階で候補が選定されているという状況があるにもかかわらず、障害者のほうはなぜ公募もしなくて、これだけ高齢者とずれている状況なのかというのをご説明いただきたいと思います。

また、高齢者のほうはかなり早い段階で決まったと思うのですけれども、これだけ早く決めるという理由についても伺いたいと思います。

それと、もう一つ、いよいよ12月ぐらいから工事着工ということになると思うのですけれども、地域に対しての説明会というのはどういうスケジュールで行うのか、その点についてもお願いします。

○東野福祉計画課長

まず、先ほどご説明しました施設運営予定者、いわゆる指定管理者候補者予定者、まだ予定者という段階ですが、こちらは社会福祉法人こうほうえんで間違いございません。

こちら、障害者施設に比べて早く選定した理由ということなのですから、東京都との補助協議を早い段階で進めないといけない、それから、施設の計画につきましても、予定している事業者の意見を取り入れていきたいというところで、早めに選定したものでございます。

それから、工事説明会等のスケジュールにつきましては、また追ってこの委員会でもご説明したいと思うのですけれども、現在、11月の頭ぐらいに地元住民宛ての説明会を予定しているところでございます。詳細につきましては、追ってご報告をしたいと思っております。

○佐藤障害者施策推進課長

障害者の施設の事業者につきましては、今、福祉計画課長からあったとおりではございますが、時期としましては、令和8年度の前半、4月以降なるべく早めというところで、事業者の公募を予定しているところでございます。

○鈴木委員

障害者のほうは、補助金の協議だったりとか、東京都と的高齢者と同じような形でのやり取りというのはないということなのでしょうか。

それと、どういう中身の設計にするのかというあたりは、高齢者のほうは予定している候補の意見も聞きながら設計というのを進めるということで今ご説明があったと思うのですけれども、障害者のほうの施設については、そういう指定管理者の予定候補の意見を聞く場面というのはないまま設計だけがされてしまうということなのか、その点、伺いたいと思います。

実施設計というのは既に済んでいるのかと思うのですけれども、着工が間もなくということなので。そうすると、例えば、就労継続支援B型もありますけれども、この就労継続支援B型をどういう中身にするのか。例えば、カフェするのかがったりとか、そういうことで設計そのものも変わってくると思うのですけれども、そういうところはどうか考えられているのか、その点についてもお聞かせください。

○田中委員長

今回は開設時期の変更ということですが。

○佐藤障害者施策推進課長

まず、東京都の補助、高齢者施設のほうでありましたところについては、障害の施設のほうではそういった制度がございませんので、候補予定者ということでの対応はせずに、従前のほかの区立施設と同等のスケジュールというところで、事業者の公募を行う予定でございます。

そういった意味では、実施設計等については済んでいるところにはなりますが、中身の詳細ですとか、そういったところにつきましては、令和8年度というところでは、開設までに時間もございますので、当然、公募の際にはある程度こちらのほうでも、事業の内容につきましては仕様として出していくところではございますが、詳細については、選定した事業者と事業実施に向けて詳細を詰めていくというところで予定しているところでございます。

○鈴木委員

児童発達支援センターや生活介護、就労継続支援B型というところでの中身は既に決まっているわけですが、事業そのものは決まっているわけですが、事業の中身によつての設計というのは、公募してからでもまだ間に合うという。事業者の意見でこういう中身にしていきたいというところがあったとしても、そういうのは令和8年の前半での公募で、そうすると、決定するのはいつぐらいになるのか。それで、細かいところというのは後からでも間に合うというスケジュール感でいいのか、その確認だけお願いします。

○佐藤障害者施策推進課長

スケジュールとしましては、先ほど申し上げた令和8年度前半から事業者の公募を行いまして、中頃、令和8年の8月9月10月あたりには事業者の選定ができるような形でスケジュールを、予定としましては組んでいるところでございます。

そういった中では、就労継続支援B型の詳細なメニュー等につきましては、もちろん設備の中で、設計の中で、独自の提案等がどこまで反映できるかというようなところはございますけれども、施設の設計につきましては、一般的に各種別の障害者のサービスのメニューが一定程度想定できるものは見込んで設計をしているところになりますので、そういう意味では、一般的なサービスの提供はできているところでございます。

○鈴木委員

いろいろ就労継続支援B型の中身というのはあると思うのですが、ぜひ公募して、候補者の意見が本当にしっかりと取り入れられるようなスケジュール感も含めて、進めていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○吉田委員

私、この複合施設については、2022年11月22日、決算特別委員会の総括質疑で、小山台住宅跡地における福祉施設等整備事業基本計画業務委託、業務委託でしか情報が得られなかったもので、それを基に質問をしております。

近隣にお住まいの方からは、どんな施設でどんな工事が行われるのか、大変高い関心がありました。関心というのは、歓迎のほうの関心と、若干懐疑的というか、そういうご意見と両方ありました。ぜひ中身を詳しく知りたいと思って、総括質疑で取り上げたのです。

そのときに、小山台住宅等跡地複合施設の複合というのは、高齢者住宅と障害者施設の複合という意味と理解しているのですが、ところが、その説明会に私も1回は参加したのです。そこで説明されていたのがやはり高齢者住宅のみであったので、参加者の方から、これは複合なのに、障害者のほうはどうなるのだというご質問が当然出ました。高齢者住宅に期待をしている方ももちろんその説明会にはいらしていたわけですが、複合して建てられる障害者施設に関心があるのではないかと聞いておりました。

ところが、今回の開設時期の変更についても、あくまで高齢者のほうということで、でも、建物としては複合と理解しているのですが、まるっきり別々に工事が行われるということなんでしょうか。

その説明会でも、やはり障害者のほうはどうなるのだと。高齢者のほうに入りたいと思っている人にとっても、その後に障害者の施設が建てられるということであれば、やはり住み方というか、快適性と

か、そういうことにも疑問を持たれる方もあったと思うのですが、高齢者のほうの工事の開設時期が変更になったということは、当然、障害者はもっとそれより遅れていくということだと思います。

そのこともきちんと説明がされるべきだと思うのですが、大体いつぐらいに事業が始まって、募集がいつからだとかそういうことを、よくご報告で年度で表されるのですが、年度といいますと、先ほどもありましたけれども、令和8年度といったら、令和8年4月から令和9年3月31日までを意味するわけですね。その1年というのは随分違うと思うので、できましたら年度ではなく、せめて月。日にちまでは無理だと思いますけれども、そういうことで、複合施設なわけですから、障害者のほうの工事にも当然影響すると思いますので、その辺、教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○佐藤障害者施策推進課長

まず、こちらの施設については、高齢者の施設につきましても、障害者の施設につきましても、一緒に工事が進んでいく形になりまして、開設も同じ時期ということで捉えていただければというところでございます。

開設の時期、今まで年度というところに関しては、まだ設計の段階でございましたので、工事の時期等を含めまして幅広く取らせていただいていたところでございますが、今回、工事等の詳細も出てきましたので、開設時期というところで改めて詳細、月のところまでお示しさせていただいたというところでございます。

先ほど事業者の公募につきましては、もしかしたらお伝えできていなかったかもしれませんが、令和8年度の前半ということで、4月以降、なるべく速やかに公募を行いまして、年度の中ほど、8月9月10月あたりには事業者選定が終えられればというところで予定しているところでございます。

○吉田委員

分かりました。ぜひ時期が迫っていけばもっと詳細の、この辺までに事業が、事業開始がいつなのか大事なわけですね。建物がいつ建つかというより、その施設を利用したいと望まれている方にとっては、いつから利用が可能かということが、いろいろな生活設計の中でも非常に大きなものですので、ぜひ、何日までは無理としても、何月事業開始というところ、だから、何月に建物ができて、事業開始はいつになるかということをはっきりさせていただきたいと思います。結局、ずれるのですけれども、ぐるっぽのときのことを思っても、随分遅れましたけれども、でも、やはりその時点の見込みというのはきちんと示していただきたいと思います。

それから、鈴木委員の質問の中で思い出したのですが、この総括質疑のときに、私は就労継続支援B型とかそういうのは、やはり利用する人たちがどういう事業を望んでいるのか聞いてほしいという趣旨で質問をしたのですが、回答としては、事業者のアイデアにも期待すると。どういう事業がいいのではないかと、事業者からの提案に期待するということを答えておられます。

私は、もちろん事業者の提案も、これまでの経験からいろいろな発想があると思いますけれども、やはりどういう事業を望んでいる方が多いかというのが大事なのではないかと。残念ながら、今、就労継続支援B型の利用者がだんだん生活介護のほうに行っているという。だから、それが原因が分からないので、もしかして就労継続支援B型という形態自体があまり人気がないのかとも思いますけれども、そこをあえてここに就労継続支援B型をつくるということであれば、よほど近隣の方たちのご要望が、近隣ではない。遠い人たちも使うわけだから。就労継続支援B型の場合、送迎がないですね。だから、遠いところから通うと、工賃より当然交通費のほうがかかってしまうので、だから就労継続支援B型の人

気がないのだというご意見を伺うところです。

だから送迎のある生活介護になってしまうと思うのですけれども、その辺についてもぜひ、事業者のアイデアも、近隣というか、利用を予定されている方たちのご要望と、それに対応する就労継続支援B型の事業を運営する方たちのアイデアにも両方に期待したいところなのですけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。

○あくつ委員

一昨日の請願陳情の審査の際にも感じたのですけれども、今日のこの議題というのは報告事項で、開設時期の変更についてということで、先ほど委員長からも一旦ご注意がありましたけれども、当然、関連する事項について質問するのは、それは委員長の裁量の範囲で結構かと思うのですけれども、例えば、委員の要望であるとか、この議題とは関係なくはないのでしょうかけれども、そうすると、今回の複合施設については何でも質問していいということになってしまうので、その辺りは、各委員の思いは多分あると思うのです。当然、会派とかの考え方もあるし。ただ、そうすると、幾らでも質問できてしまって、款別とかだと時間制限がありますけれども、こういう委員会場でそういったもので非常に時間が延びてしまうということもありますし、そもそもそういう意味での報告事項ということでは私はないと思います。別に吉田委員の質問だけに限ったわけではないのです。そこについては若干ご配慮いただいて、分かりやすく言えば、交通整理というか、その辺り、資料を用意しているところ、していないところが当然あるでしょうし、あまりどんどん違うことに話が行かないような仕切りというか、そういったことを私は個人的にお願いしたいと思います。

すみません。長くなりました。

○田中委員長

ただいまのあくつ委員のご発言、ありがとうございます。今のご指摘を活かしていきながら、委員会運営をしていきたいと思います。

今回は小山村住宅等跡地複合施設の開設時期の変更という視点での報告でありますので、吉田委員はじめ、その点をご認識いただいた上でのご発言をお願いしたいと思います。

今ご発言あった就労継続支援B型の関連、このことの内容によって、時期が変わる可能性もあるやなしやという視点も踏まえての部分もあるかと思いますので、この点だけ、今の吉田委員のご質問に対してのご回答をお願いしたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

開設時期につきましては、年度単位というお話もありましたけれども、今回、資料のほうで令和10年4月に開設というところを出しているところがございますので、それに向けて準備を進めているところで、就労継続支援B型に関しましても、委員おっしゃっていただいたとおり、もちろんこれから事業者公募を行う上で、事業者からの提案もいただきますし、それ以外にも、当然これから基礎調査含めて様々な声を伺っていく中で、就労継続支援B型でできるメニューに関しては、その実施について検討も当然進めていって、可能な範囲でできる限り利用者の方が望まれるサービスを提供できるように、施設を整えていきたいというところでございます。

○吉田委員

分かりました。ただ、どうしても複合施設で提案されているので、複合施設で片方の機能だけの開設時期が延びるという報告は、多くの方が違和感を持ちます。期待していた方たちにとっては複合なのだから。なので、ぜひ複合と言っている以上、もう片方の障害者の施策についてもこれからは一体で、決

まっていないなら決まっていないで、こちらは決まっていますけれども、残念、申し訳ない、こちらは決まっていませんというのでも、そういうことだと理解ができますので、複合で打ち出した以上、そのように計画を進めていただきたいという趣旨で質問させていただきました。

○田中委員長

ほかにありますでしょうか。

○あくつ委員

開設時期の変更についてということで、変更理由のところ特に異論はないのですけれども、もう少し詳細に教えていただきたいのですが、変更理由のところ、施設の開設準備期間を勘案すると、年度末の開設は人材確保が困難であるためと。これが理由になっているのですが、下のスケジュール、工程表を見ると、工期は3か月延長しましたと。原案だと、元のとおりだと、開設準備は2か月間だった。しかし、それを今回の変更では3か月に延長して、本来であれば2か月のところを、3月の開設というのは、この説明だと人材確保が困難だということになっているのですが、普通に考えると、人材確保というのは当然前倒して、ずっと1年なのか数か月かけて人材確保はできている。ただ、この人材確保が困難であるためというところ、普通に見れば、年度初めからやったほうが切りがいいとは当然思うのですけれども、人材確保が困難だというのはどういう意味なのか、もう少し詳細なご説明をお願いしたいと思います。

○東野福祉計画課長

今、委員からも少しお話があったとおり、やはり4月1日以降での人材も入れた形でのスタートが望ましいといった部分もありますし、あとは、3月の時点で、例えば、学生の雇用ですと、まだ卒業もしていないというようなところもありますので、その時点で新たに人を確保するというのが難しい。

また、こちらのこうほうえんという事業者が鳥取のほうの事業者になりますので、そちらのほうから例えば人を連れてくるというの、年度末の時点、いろいろな引継ぎ等も含めて、厳しい状態ですというような申入れがございました。

その点をやはり勘案しないと、事業というのはいまうまくいかないのだろうということで、4月、もう1か月延ばしたというような実情でございます。

○あくつ委員

ありがとうございました。こうほうえんの法人としての予定というか、それも十分理解できますし、学生という視点は、なるほどというところで、了解いたしました。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○大倉委員

教えていただきたいのが、開設時期は今、お話がありました。工事の延伸のところで、近隣地の工事との車両動線を勘案しというところが、これ、どういうことがあって、どういう話合いがどこどのようになされているのか、教えてください。

あと、あそこの小山台2丁目のところの道路を考えると、相互通行でというところで、若干、道の幅とかの課題もあるのかというところで、教えていただければと思います。

あと、総務委員会のほうでも契約とか出ていますが、90日、3か月工期延長ということで、延びたときの、契約の中に全部入っているのかと思うのですけれども、やはり人件費等々、工事費用の増額とかというのは、契約の中で全部盛り込まれているからいいという感じなのか分からないのですけれども、

費用とかというのは3か月延長するとどうなのかというのが分かれば、教えていただければと思います。

○東野福祉計画課長

まず、車両動線についてですが、こちら、小山台住宅等跡地の複合施設、こちらに隣接するところで、消防署の建て替えの計画もございます。

それから、近隣の道路、公園の周りの道路の切り回しの関係でも、その車両をどう切り回すかというような計画もございまして、ほかの工事との関連性があると同っております。

それから、契約につきましては、今回の定例会でも提案をさせていただいているのですけれども、契約期間の延長も含めた形での契約を上程しているところでございます。ですから、3か月延びた分につきましても、その契約の中で全部入っているというようなものでございます。

○大倉委員

分かりました。近隣地工事ということで、建て替えと切り回しをするところが、あそこは目黒区との境というところもあって、そこまで車両が朝とかに頻繁に通っているかということ、そうでもないかと思いつつも、よく工事で、割と大きめの工事をするとき、渋滞とかが起きているという現状があるかと思えますので、その辺、地域の交通渋滞が起きないようにとか、いろいろ配慮してそのように切り回しをされているのだと思いますが、その辺はぜひよろしくお願いします。

工期の延期については、人件費を含めて契約ということで理解しました。ありがとうございます。

○田中委員長

ほかにありますでしょうか。

○鈴木委員

今回、開設時期の変更ということでのご説明なのですが、そもそもこのところで、こうほうえんのほうは早々と2024年の11月のところで報告があつて、決まっている、そのように選定したということの報告があつたわけなのですが、一緒に進めるはずの障害者施設のほうに対しては全く公募もされないし、どうしていくのかということが全く見えないままだったので、障害者の団体の皆さんもすごく心配していたのです。

そのことに対しては本当に報告がなくて、2024年11月6日の厚生委員会のところで、私も障害者施設のほうはこれからどうなるのだということで聞いたときも、本当に候補者の選定ということこれからしていきますということで答えただけで、なぜ高齢者と障害者がそのようにずれているのか、今後いつどれくらいの時期にどうするのかという説明というのは厚生委員会に全くなかったのです。

それなので、どうなっているのだろうというのが私もすごく疑問でしたし、障害者団体の皆さんもすごく疑問を持っていて、本当にきちんとできていくのだろうかという心配もしていたわけなのです。それなので、今日このような形で説明があつたということで、そのところで質問をするという状況になったわけなのですが、私はこれからについてもしっかりとこの説明、しっかりとそこら辺のところを、高齢者と障害者、同じ複合施設でやっていくにもかかわらず、進め方が全く違うやり方をするということに対しての説明をもっときちんと前の段階でしていただきたいかったですし、これから進めていくにしても、例えば、公募のときだったりとか、そういうところもしっかりと厚生委員会の中でも今後も説明をぜひしていただきたいと思いますけれども、その点だけ確認だけお願いしたいと思います。説明をしていただきたい。

○田中委員長

委員会運営上、その都度求めてまいりますので、そこはご安心いただきたいと思います。

○鈴木委員

そうですか。では、委員長によりしくお願いしたいと思います。

○田中委員長

ほかご発言ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 品川区立八潮在宅サービスセンターの移転（予定）について

○田中委員長

次に、(2)品川区立八潮在宅サービスセンターの移転（予定）についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○東野福祉計画課長

それでは、報告事項の(2)品川区立八潮在宅サービスセンターの移転（予定）につきまして、ご説明申し上げます。

資料をご覧ください。最初に見ていただきたいのは、3のこの間の経緯でございます。八潮地区の高齢化率ですが、37.1%と高い状況にありまして、通所介護とともに介護予防のニーズも高まっているところでございます。

八潮在宅サービスセンターにつきましては、1の概要にある現在地、所在地におきまして、平成3年度より事業を開始し、運営してきました。現在、フロアが手狭な上、施設の老朽化が進んでいる状況でございます。特に、浴室2か所ありますが、そのうち個浴の1か所が使用できない状況となっており、改修設計を行ったものの、建物全体への影響があることが判明し、工事ができないという状況でございます。

一方、八潮南特別養護老人ホームの増改築工事に当たりましては、東棟2階の用途未定スペースの活用方法について、これまでも地域の会議体からも意見を聴取するなど、検討を重ねてきたところでございます。

そこで、八潮在宅サービスセンターを八潮南特別養護老人ホームの東棟2階へ移転をいたしまして、フロアの拡充とともに、利用者に合わせた入浴サービスの提供等、機能拡充を図ってまいります。

また、同施設内の特別養護老人ホームのショートステイですとか、在宅介護支援センター等との連携によりまして、施設全体を八潮地区における福祉の総合拠点施設として位置づけまして、高齢化への総合的な対応を図っていきたいと考えております。

移転につきましては、八潮南特別養護老人ホーム既存棟の改修工事の完了後の令和10年8月頃を予定しております。

また、移転後の八潮在宅サービスセンター跡の活用につきましては、行政需要を鑑みまして、検討してまいります。

○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

私からは1点だけ。今のご説明の最後にあった、八潮南特別養護老人ホーム、ここを施設全体を八潮地区における福祉の総合拠点施設として位置づける、そして、高齢化への総合的対応を図るものとするという記載なのですけれども、すみません、八潮が地元でもないということもあるのですが、これは何か福祉計画とか、そういったもので既に位置づけられていたものなのでしょうか。それとも、今回の委員会でこういった位置づけがされるということなのか。そこだけ気になったので、確認させてください。

○東野福祉計画課長

今、委員からご質問があった点についてですけれども、特に地域福祉計画等にはそのような記載をしているものではございません。

今後、八潮在宅サービスセンターの移転に伴いまして、八潮南のところに高齢者施設が集中するということを踏まえて、また、障害者施設も入りますので、福祉の総合拠点施設ということでのPRを図っていきたいと。こちらにつきましては、今後、介護保険事業計画ですとか地域福祉計画の改定のときには、そういった表現をしていきたいと考えております。

○あくつ委員

分かりました。私も知っている限りでは、本当に八潮は高齢化率も高いというところでの、そういった拠点を設けることに関しては異論はないのですけれども、今回は八潮在宅サービスセンターの移転の中での一部としてそういう報告があったので、少し気になって質問しましたけれども、そういった周知というのは、これから八潮にお住まいの方も含めて必要かと思いますので、よろしくお願いします。

○田中委員長

ほかにありますでしょうか。

○鈴木委員

八潮在宅サービスセンターの定員、30名と書いてあるのですけれども、モニタリングのところでは35名となっているのですが、どちらなのかというのが1点なのですけれども、それから、今度は施設のスペースもかなり広がるのですが、昨日の指定管理者のところでも、利用率がまだまだ低い状況になっていますけれども、スペースを広げて、定員も35名よりももっと増やしていくということになるのか。その点を教えてください。

○菅野高齢者福祉課長

移転後の在宅サービスセンターの定員等についてなのですけれども、こちらの資料で定員30名となっておりますが、確かに委員ご指摘のとおり、現在は35名の定員ですので、移転後、決して今よりも狭くなるとか、条件が悪くなるわけではございませんので、定員の在り方等については、やはり利用率等を勘案しながら、どういうやり方がいいかというのは今後検討していきたいと思います。

○鈴木委員

昨日も申し上げたのですけれども、本当に八潮の高齢化率はすごく高いですし、2か所しかデイサービスはないという状況なので、これから私はもっとやり方の充実をさせていく中で増やしていくことができるのではないかと。ぜひ地域の要望に応えられるような、そういう在宅サービスセンターに、デイサービスになるようにということをお願いしておきたいと思います。

○田中委員長

ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 令和6年度指定管理者の管理に対するモニタリング・評価の結果について

○田中委員長

次に、(3)令和6年度指定管理者の管理に対するモニタリング・評価の結果についてを議題に供します。
本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○松山障害者支援課長

それでは、令和6年度指定管理者の管理に対するモニタリング・評価の結果につきまして、ご報告申し上げます。

初めに、品川区の指定管理者制度については、品川区指定管理者制度活用に関わる基本方針および実施要領に基づいて実施しております。モニタリング・評価の目的は、指定管理者と区が課題を共有し、業務改善を行っていくための手段として行っているものでございます。

モニタリングスケジュールでございます。指定管理者は毎年3月末までに、次年度の実施事業計画を提出いたします。そして、5月末までに、指定管理者自らが前年度のモニタリング、自己点検、自己評価、自己分析を行いまして、事業報告書を区に提出し、説明をいたします。それを受けまして、各所管においてヒアリングを行った後、区政運営会議で全庁的な検証・評価を行い、その結果を本日ご報告させていただくものでございます。

なお、区政運営会議におきます評価結果につきましては、各施設のシートの最後にコメントを記載してございます。このコメントについては、指定管理者にフィードバックし、業務改善に活用していただくものでございます。

それでは、各施設を所管いたします担当課長より順にご説明申し上げますが、初めに私から、障害者支援課所管の指定管理施設として、9施設につきましてポイントを絞ってご説明いたします。

初めに、紙では1ページ、電子では3ページ、心身障害者福祉会館でございます。指定管理者は、社会福祉法人品川総合福祉センターです。

指定管理業務の概要です。障害者自立訓練センター、障害児者相談支援センター、障害者地域活動支援センターの3つの運営についてでございます。

おめくりいただきまして、積極的に評価した事項でございます。生活介護については、特別支援学校の卒業生2名を受け入れ、利用率向上につなげたこと、職員体制を2対1から1.5対1に整え、医療的ケアが必要な利用者の受入れを1日2名行ったこと、強度行動障害支援者養成研修や喀痰吸引の研修を受講し、スキルアップを図ったことでございます。

自立訓練については、終了後、復職や再就職につなげ、就職率が44%となったこと、理学療法士や作業療法士に加えまして、9月より言語聴覚士を配置し、失語症などの方への専門訓練の幅を広げたことでございます。

相談支援センターについては、主任相談支援専門員が東京都の研修のスーパーバイザーとして、都内の相談支援従事者の育成に協力したこと、医療的ケアコーディネーター研修を受講したことについてです。

地域活動支援センターについては、これまで区独自で実施しておりました手話通訳者試験を、関係機関と調整し、全国統一試験へ円滑に移行したことでございます。

一方、改善が必要な事項です。生活介護、自立訓練の利用率の向上でございます。生活介護について

は、新規利用者増により送迎が必要な利用者が増え、現在は送迎対応しているものの、対応方針といたしまして、送迎車を増やし、送迎サービスを拡大することで利用を促進していくこととしております。自立訓練では、関係機関向けの事業説明会や、SNSを通じた魅力発信、事業PRなど、新規利用者増につなげていくとしております。

区民満足の視点でございます。生活介護では、理学療法士による専門訓練を日中活動に組み入れたこと、運動や夏祭り、プール活動、創作活動など、多くの体験の場を提供し、個別支援の充実を図ったことでございます。

サービス向上および業務改善の視点です。自立訓練では、昭和医科大学が主催する日本生活期リハビリテーション医学会のシンポジウムで、事業内容の紹介や事例発表を行ったこと、また、Instagramでの発信を開始したことでございます。

続きまして、西大井福祉園でございます。指定管理者は、社会福祉法人福栄会です。知的障害者を対象とした生活介護、就労継続支援B型を行っております。

おめくりいただきまして、積極的に評価した事項についてです。強度行動障害の受入れに積極的に努めるとともに、強度行動障害支援者養成研修や、ABAといった応用行動分析に基づいた認知行動療法の基礎講座を受講し、障害特性に応じた支援に取り組んだことでございます。また、利用者に、日々の創作活動や音楽活動、プール活動等、活動内容を工夫し、実施したことでございます。

一方、改善が必要な事項です。重度化や個々の障害特性に応じた対応が求められており、障害特性の違いや重度化の程度等により、個別対応、支援のさらなる工夫が必要なためでございます。

対応方針です。多様な障害特性、重度化の程度に対応できるよう、職員が必要なスキルを獲得するとともに、専門家の活用や特性に合わせた環境設定等を工夫して、個別に対応していくとしております。

サービス向上および業務改善の視点です。就労継続支援B型では、公園清掃の際、熱中症予防対策として、従来の対応に加えまして、アイスベスト、背中と脇に保冷剤が入るベストを着用するなど、さらなる安全確保に努めた点でございます。

続きまして、かがやき園です。指定管理者は、社会福祉法人福栄会でございます。生活介護、短期入所、施設入所を行っております。

おめくりいただき、積極的に評価した事項です。強度行動障害のある方を受け入れ、日々安定して過ごせるよう、専門家による研修を受講の上、個別支援を提供したこと、入所者の希望に従って、地域生活移行につなげたこと、利用者の高齢化・重度化に応じた適切な支援を行うため、研修や介護に関わる資格取得を奨励し、職員のスキル向上、人材育成に努めた点です。

一方、改善が必要な事項です。利用者の高齢化・重度化に伴い、その方の状態に応じた介護の方法、生活環境を考慮する必要があることです。

対応方針です。利用者の介護予防の取組を継続していくこと、職員が介護技術向上を目的とした研修の参加、介護に関わる資格取得を推進していくこと、介護保険サービスが必要となった場合、関係機関と連携し、介護保険への円滑な移行を目指すとしております。

サービス向上および業務改善の視点です。毎月の利用者集会を通じまして、利用者から外出先や食べたいメニューについての希望を集約し、サービスに反映させたことです。

続きまして、おめくりいただき、ここからは3つのグループホームになります。

まず、北品川つばさの家です。指定管理者は、社会福祉法人げんきです。定員は12名でございます。積極的に評価した事項です。高齢の利用者について、介護保険サービスへの移行を関係機関・本人・

家族、後見人と連携して丁寧に進めることができた点、退去後においても生活が安定するまでの間、ご家族からの相談を受けるなど、継続的なサポートを実施していることでございます。

一方、改善が必要な事項です。新たな利用者を迎え、障害の多様な特性、心身の状態に応じ、さらなる支援内容の充実が求められることです。

対応方針です。新たな利用者とそのご家族の状況、利用者同士の関係性に配慮し、グループホームでの共同生活になじみ、安定した生活が送れるよう、個別具体的に支援していくとしています。

区民満足の視点です。利用者の希望やニーズを聞く機会を設けて、声を反映するよう努めたこと、利用者自身による生活のルールづくりを支援し、自立を促したこと、年末のイベントでは、利用者と内容を決めて、楽しみながら実施することができたことでございます。

続きまして、西大井つばさの家でございます。指定管理者は社会福祉法人福栄会、定員は9人です。

おめくりいただき、積極的に評価した事項でございます。区内の知的障害者グループホーム同士の連携を強化するため、品川区グループホーム連絡会を継続して行ったこと、特に今年度から義務化された地域連携推進会議を令和6年度に実施し、地域の方への障害者の理解、連携の強化を図ったこと、そして、その取組について、連絡会を通じて区内事業者と共有を図ったことです。また、江の島散策や三鷹の森ジブリ美術館など、日帰り旅行を再開し、余暇活動の幅を広げたことでございます。

一方、改善が必要な事項です。利用者の心身の状態の変化に対応するため、さらに適切な支援方法について引き続き検討していく必要があることです。

対応方針です。関係機関と連携し、利用者の心身の状態に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、職員だけでなく、世話人についても情報共有、研修を行いまして、日常生活の中での支援力を高めていくとしております。

区民満足の視点です。家族会で事業等の報告を行うとともに、利用者家族と意見交換を行い、一層のサービス向上に努めた点、また、利用者ミーティングを毎月開き、地域行事、それから、社会資源に関する情報の提供、個別面談など、生活面のサービスを行うサポートを行ったこと、さらに、通所施設や相談支援センターなどの関係機関と連携を図り、利用者ニーズを共有することで、安心して過ごせるよう支援したことでございます。

続きまして、上大崎つばさの家です。指定管理者は、社会福祉法人げんきです。定員は5人です。

おめくりいただきまして、積極的に評価した事項でございます。てんかん発作や食物アレルギー等、配慮が必要な利用者に対し、職員間での情報共有はもとより、家族、医療機関と連携し、その都度、必要な支援を調整したことでございます。

一方、改善が必要な事項です。新たな利用者を迎え、障害特性や心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いが異なることから、さらなる支援内容の充実が求められることでございます。

対応方針です。利用者が自分らしく豊かで自立した生活を送ることができるよう、関係者も含めたチーム支援とサービスの質の向上を図っていくとしております。

区民満足の視点です。自治会が主催する活動、地域のフェスタに参加し、楽しい時間を過ごしたこと、利用者同士の交流や楽しめる活動を設定していることです。

続きまして、発達障害者支援施設でございます。指定管理者は、社会福祉法人げんきです。就労継続支援B型と成人期支援事業として、発達障害者の方の就労相談等を行っております。

おめくりいただきまして、積極的に評価した事項です。就労継続支援B型では、目黒駅での合同販売会、輪の品マルシェの開催や、施設外就労の拡大、作業工程の随時見直しなどに加えて、地域イベント

での事業周知を図ったことにより、目標工賃を上回ったこと、また、1名の方が就職されたこと。

また、成人期支援事業の登録者数が増加し、丁寧な個別相談、グループ活動による支援を行ったこと、また、成人期支援事業の事業周知や、発達障害理解の普及・啓発セミナー、講演会を実施したことです。

一方、改善が必要な事項です。就労継続支援B型の登録者数の確保、利用率の向上を図る必要があることです。

対応方針です。地域イベントの積極的な参加や施設見学を成人期支援事業と合同で開催するなど、事業所の取組を周知し新規利用につなげていく、利用者に寄り添い、自分の強みを活かして働くことのできる柔軟な作業メニューを提供していくこととしております。

サービス向上および業務改善の視点です。ホームページやSNSを活用した情報発信に積極的に取り組んだこと、ICT化、ペーパーレス化の推進により、オンライン会議を活用し、サービス向上、働き方改革に努めたこととございます。

続きまして、障害児者総合支援施設でございます。指定管理者は、社会福祉法人福栄会です。

指定管理業務の概要です。児童発達支援センター品川児童学園、相談、生活介護、就労継続支援B型、短期入所、地域活動支援センターなど多岐にわたっております。

おめくりいただき、積極的に評価した事項でございます。生活介護や児童発達支援で、障害の程度の重い障害児者や、福祉的な支援が必要な家庭環境にいる方の受入れを積極的に行ったこと、また、生活介護、医療的ケアが必要な方を受け入れたことです。

短期入所では、家族の入院等による緊急的な対応を行い、地域生活支援拠点としての役割を担ったこと、さらに12室中1室について子ども用に環境を整え、緊急と判断される場合に区と連携して障害児を受け入れ支援したことです。

児童発達支援は40名から50名に、生活介護は30名から40名に定員拡大するとともに、児童発達支援は、区民ニーズに合わせ保育園等との並行通園を行ったこと、保育所等訪問支援については、周知を強化し、利用者数が大幅に増加したことです。

また、就労継続支援B型のカフェレストランでは新メニューの種類を増やすなど集客につながる工夫を行い、目標工賃を上回ったこと、訪問系サービスは、延べ利用者数が大幅に伸び、区民ニーズに応えたことです。

一方、改善が必要な事項です。児童発達支援において、保育園等との並行利用ニーズに対応したものの、利用率は低いため、利用促進、利用率の向上を図る必要があることです。

対応方針です。児童の状況や各家庭のニーズに合わせて、並行利用など、様々なサービスを組み合わせ利用できるよう間口を広げていくことに努めていくこと、利用率の改善について、区民ニーズに即したサービスを提供するとともに、職員の育成強化により、質の高いサービスを提供していくこととしております。

区民満足の視点です。利用者の日中活動を充実させるために、調理活動、プール活動、流しそうめん大会等の季節行事や日帰り旅行を行い、余暇活動の充実を図った点、また、ご家族からの提案を反映させ、地域活動支援センターと協同でミニコンサートを実施し、家族同士の交流を図ったこと、児童学園では、親子広場やペアレントトレーニングにより、保護者への支援を強化したこと、カフェレストランのメニューの充実や、ぐるっぽ祭り、子ども食堂の開催など、地域住民が参加できるイベントを継続的に実施することで、障害者への理解や地域社会との連携の基盤づくりにつなげたことです。

最後に、出石つばさの家でございます。令和6年4月に開設した定員16人のグループホームです。

指定管理者は、社会福祉法人長岡福祉協会です。

おめくりいただきまして、積極的に評価した事項でございます。区分5、6の重度の方を4名受け入れたこと、初年度中に満床とすることができたこと、また、地域の祭りの手伝いや町会の防災訓練への参加、そして、こども110番の家となり、地域交流、地域貢献を積極的に行ったこと、近隣事業所の見学、グループホーム連絡会への参加、他事業所との交流の機会を多く設けたことで視野が広がり、質の高い支援の提供、サービスの向上を目指す上で参考になったことでございます。

一方、改善が必要な事項です。エントランスに設置したご意見箱や3月に実施した家族会では、保護者の方からご意見や声を引き出せず、ニーズが得られなかったため、利用者やご家族のニーズを把握する必要があることです。

対応方針です。レクリエーションや手作り料理のイベントを土日祝日に開催しまして、利用者の余暇活動、グループホームでの生活を充実させることで、コミュニケーションを円滑にし、ニーズを確認していくとしております。

区民満足の視点です。ハロウィンパーティー、クリスマスパーティーといった、季節に合わせたイベントを開催し、利用者同士の交流を図ったことです。

サービス向上および業務改善の視点です。グループホーム連絡会、地域自立支援協議会の相談支援部会をはじめとする関係機関、ほかの事業所との情報共有、意見交換の場に参加し、利用者支援、施設運営に関する課題検討、情報収集に努めた点でございます。

○菅野高齢者福祉課長

それでは、私から、高齢者福祉課所管の指定管理施設としまして、在宅サービスセンター8か所、地域密着型多機能ホーム5か所、認知症高齢者グループホーム2か所、そして特別養護老人ホーム7か所の計22か所についてご説明いたします。

資料のほうは1ページ、電子では40ページをお開きください。まず、在宅サービスセンターです。

品川区立八潮在宅サービスセンター。指定管理者は、社会福祉法人品川総合福祉センターです。施設の設置目的、指定管理業務の概要は、資料に記載のとおりです。以降、7か所の在宅サービスセンターにつきましても同様でございます。

定員、利用率につきましても、記載のとおりですが、長引くコロナによる利用控えなどから低下傾向だった利用率は、令和4年度から回復傾向となっておりますが、令和6年度の利用率は前年度と比べ減少しています。

続きまして、事業収支の概要です。収入については、区からの管理運営委託料、利用料金、その他収入等の3つに分類しております。支出については、人件費、事業費、事務費等の3つに分類しております。

2ページ、電子41ページをご覧ください。一番上の総括欄に沿ってご説明いたします。積極的に評価した事項として、八潮地区での生活を念頭に、階段昇降にスポットを当てた転倒予防プログラムを考案し、実施していることが挙げられております。

一方、改善が必要な事項としては、収入の確保と稼働率の向上です。先ほどの考案した転倒予防プログラムは、利用者には好評ですが、周知が十分にできておらず、稼働率の向上につながっていないため、パンフレットを刷新し、プログラムのPRを進めているとしております。

続きまして、ページでは5ページ、電子44ページをご覧ください。大井在宅サービスセンターです。指定管理者は、同じく品川総合福祉センターです。利用率については、通所介護、認知症デイ共に、前

年度より低下しております。

おめくりいただいて、6ページ、電子45ページです。積極的に評価した事項として、独自のプログラム、転倒予防エクササイズについて周知が進み、同プログラムを目的に利用を開始する利用者も増えており、ADLの維持・向上の成果が上がっていること。

一方、改善が必要な事項として、専門職によるサービス提供体制に必要な収益の確保を挙げており、プログラム実施時にケアマネジャー向けの見学体験会等を実施し、紹介による新規利用者を増やすとしております。

続きまして、9ページ、電子では48ページ、中延在宅サービスセンターです。指定管理者は、同じく品川総合福祉センターです。通所介護、認知症デイ共に、高い利用率を維持しております。

10ページ、電子49ページ、積極的に評価した事項として、月に1度せせらぎカフェを開催しているほか、介護者教室、地域防災訓練、地域開放事業に積極的に取り組み、地域と施設の良い関係を築いていること。

改善が必要な事項としては、在宅生活継続のための重度化防止と介護者へのサポートを挙げており、対応方針として、生活リハビリを取り入れたプログラムを提供するとともに、利用者だけでなく、介護者とのコミュニケーションを図り、介護者のメンタルサポートを行うとしております。

続きまして、13ページ、電子52ページ、大崎在宅サービスセンターです。指定管理者は、社会福祉法人福栄会です。利用率は、前年度と比べ、通所介護が低下し、認知症デイが上昇しております。

おめくりいただいて、14ページ、電子では53ページ、積極的に評価した事項としましては、認知症利用者への対応に関するチーム内共有が進み、ケアの質の向上が図られ、また、症状に応じたサービス移行も適切に行われ、利用者の安心につながっていること。

改善が必要な事項としては、中堅層職員の育成とスキル継承の推進を挙げており、現場対応が特定職員の経験や判断に依存する場面があることから、OJTや法人内の相互研修を活用し、支援方針の標準化と共有を進めることで、属人的な対応に偏らない支援体制を構築していくとしております。

続きまして、17ページ、電子56ページ、戸越台在宅サービスセンターです。指定管理者は、社会福祉法人三徳会です。こちらの利用率ですが、大規模改修工事期間中に休止をしていたため、低い状況が続いておりましたが、前年度に比べ、上昇傾向となっております。

続きまして、18ページ、電子57ページです。積極的に評価した事項として、2つ目のところ、認知症対応型デイサービス推進会議からの意見を参考に、利用者の活動写真や動画をご家族に提供し、情報共有を図ったこと。

改善が必要な事項としては、認知症デイのさらなる利用率の向上を挙げており、アピールポイントをケアマネジャーや見学者へ伝えていくこと、また、パンフレットを刷新して配布し、ホームページやインスタグラムで発信することなど、地域に向けて積極的にPRしていくとしております。

続きまして、21ページ、電子60ページ、荏原在宅サービスセンターです。こちらも同じく指定管理者は、社会福祉法人三徳会です。利用率につきましては、通所介護、認知症デイ共に、前年度より低下しております。

令和5年より荏原複合施設の大規模改修工事が始まり、特別養護老人ホームや在宅サービスセンターは、現住所地で事業運営を継続しております。

おめくりいただいて、22ページ、電子61ページです。積極的に評価した事項につきましては、令和8年4月まで続く居ながらの大規模改修工事への対応です。工事関係者や所管課、職員との打ち合わ

せを重ねていること。

改善が必要な事項としては、利用率の向上です。浴室が仮設となっているため、入浴できる人数に制限がありニーズに応えられていないことから、仮設から元の場所に戻ったときに課題が解決できるよう、利用者のニーズを把握し、担当者間で協力して準備していくこととしております。

続きまして、25ページ、電子64ページ、小山在宅サービスセンターです。こちらも指定管理者は、社会福祉法人三徳会です。認知症デイの単独となります。利用率は前年度より上昇しております。

おめくりいただいて、26ページ、電子65ページ、積極的に評価した事項としては、利用者と相談しながら生活リハビリの内容が広がっていったこと。

改善が必要な事項としては、登録者数の増加を挙げております。認知症対応型通所介護の認知度が低く、基本通所介護との差別化が難しいとし、ホームページの更新やインスタグラムなどの活用により、新たな広報活動を行うとしております。

続きまして、29ページ、電子68ページ、月見橋在宅サービスセンターです。こちらの指定管理者は、社会福祉法人さくら会です。利用率については、通所介護が上昇し、認知症デイが低下しております。

おめくりいただいて、30ページ、電子69ページ、積極的に評価した事項としては、2つ目の丸のところ、新たな地域交流活動の取組みとして駄菓子屋を企画し、利用者に役割を担ってもらうことで、利用者や家族から評価を得ており、地域住民や多世代への認知症や高齢者福祉の理解を深めていること。

改善が必要な事項としては、認知症デイの利用者および家族に対する通所時の様子の発信を挙げております。認知症デイの利用者は、その特性上、個別支援に時間と人手が多く必要となるため、業務の整理・効率化を進めて余暇活動の時間を捻出するとともに、スポットワーカーも活用して、活動や広報資料に係る人手を確保するとしております。

続きまして、33ページ、電子72ページをご覧ください。ここからは、地域密着型多機能ホームになります。

まず最初に、小山地域密着型多機能ホームです。指定管理者は、社会福祉法人新生寿会です。施設の設置目的、指定管理業務の概要は、資料に記載のとおりです。

小規模多機能ホームにおきましては、登録制となっており、通い、訪問、泊まりの組合せで提供するサービスです。なお、グループホームを併設しております。

利用率のところ、種別に「小規模多機能」と記載している項目としては、登録率を記載しております。登録定員20名に対し78.8%の登録率ですので、約16人の方が平均して登録しているということになります。グループホームの利用率は、前年度とほぼ同様です。

おめくりいただきまして、34ページ、電子73ページ、積極的に評価した事項としては、1つ目のところ、若年性認知症の方の利用を開始し、家族との情報共有、意見交換を丁寧に実施していること。

改善が必要な事項としては、職員の定着とケアの質の維持向上を挙げております。外国人人材を新たに登用したなかで、採用した人材の育成に加えて、既存の職員のモチベーションの維持や勤務体制の保持などにも取り組む必要があるため、ケアの楽しさ・奥深さを職員が発信する機会をつくり、職員自身もケアの魅力を考えていくこととしております。

続きまして、37ページ、電子76ページ、東大井地域密着型多機能ホームです。指定管理者は、株式会社大起エンゼルヘルプです。こちらは、グループホームとケアホームを併設しております。利用率は、小規模多機能、グループホームが前年度より上昇し、ケアホームは低下しております。

おめくりいただいて、38ページ、電子77ページ、積極的に評価した事項としては、入居相談や利用相談の窓口機能を施設長が担うことで、区民からの相談に対し、ニーズに沿った提案ができるようになったこと。

改善が必要な事項としては、長期利用者の増加による経営の安定化を挙げております。対応方針として、活動量の低下が見られる入居者に対し、医療機関や専門職の協力と理解を得ながら、暮らしの中でできる心身機能の回復に寄与する取り組みを進めていくとしております。

続きまして、41ページ、電子80ページ、大井林町地域密着型多機能ホームです。指定管理者は、社会福祉法人さくら会です。利用率は、小規模多機能の登録率は98%です。

おめくりいただいて42ページ、電子81ページ、積極的に評価した事項として、2つ目のところ、タブレット機器を導入し、記録作業の効率化により超過勤務時間を5%削減したこと。

改善が必要な事項としては、服薬管理の徹底を挙げております。対応方針として、服薬についてはチェック体制を見直し、家族や関係者とのコミュニケーションを密に行い、服薬に係る対処法や業務の優先付けを職員に再度指導し、服薬事故ゼロを目指すとしております。

続きまして、45ページ、電子84ページ、杜松地域密着型多機能ホームです。指定管理者は、社会福祉法人奉優会です。こちらの指定管理業務は、看護小規模多機能とグループホームです。看護小規模多機能の登録率が41.1%、グループホームは前年度より減少しております。

おめくりいただきまして、こちら、46ページ、電子85ページにつきましては、1つ説明がございます。これからお話しさせていただく「改善が必要とされた原因の分析および対応方針」の対応方針のところが、事前に提出しました資料では昨年度と同じものになっておりまして、後から気がつきまして、一昨日、差し替えをさせていただきましたので、電子上は新しいデータになっておりますが、前に紙で打ち出したりとかしていると、古いデータになっておりますので、ご承知おきいただければと思います。

では、説明をさせていただきます。積極的に評価した事項として、1つ目のところ、アセスメントの実施です。グループホームでは、利用者の日々の生活の自立度が向上し、看護小規模多機能では、個別のリハビリ計画策定の一助となっていること。

改善が必要な事項としては、アンケートや連絡会など、ご家族や地域の声を聞く機会が少なかったことを挙げております。その原因として、引継ぎ初年度ということもあり、経営の安定化に向けた体制の整備に注力したためとしておりまして、対応方針として、運営推進会議を情報提供の場として活用しつつ、令和7年度中には家族会の開催を予定し、施設運営に関する意見を幅広く把握・反映していくとしております。

続きまして、49ページ、電子88ページ、東五反田地域密着型多機能ホームです。指定管理者は、社会福祉法人新生寿会です。こちらの指定管理業務は、小規模多機能とグループホームです。小規模多機能の登録率は58.7%、グループホームの利用率は前年度より減少しております。

おめくりいただいて、50ページ、電子89ページ、積極的に評価した事項としては、2つ目のところ、受入れ利用者の介護度が上昇する中、職員のスキルアップや意識改革により支援が継続できていること。

改善が必要な事項としては、利用率の低迷です。対応方針として、入院から退所となるケースの空床期間を減らすため、病院や家族との連絡を密に行うとしております。

続いて、53ページ、電子92ページ、ここから2つは認知症高齢者グループホームとなります。

初めに、八潮南認知症高齢者グループホームです。指定管理者は、社会福祉法人品川総合福祉セン

ターです。利用率は前年度に比べて上昇しております。

なお、事業収支のところ、管理運営委託料がゼロ円となっておりますが、これは区からの委託料がゼロ円ということではなく、法人の会計処理上、併設する八潮南特別養護老人ホームの会計のほうに一括して計上されていることによるものです。

おめくりいただいて、54ページ、電子93ページです。積極的に評価した事項としては、年間を通した認知症ケアの勉強会や研修を通じて、入居者への支援を見直し、行動改善が見られたこと。

改善が必要な事項としては、超過勤務の削減を挙げております。入居者の直接ケアを常勤職員のみが行っているため、非常勤職員ができる直接ケアを増やし、常勤職員と役割分担してケアに取り組むことで、超勤時間の削減を目指すとしております。

続いて、57ページ、電子96ページ、大井認知症グループホームです。指定管理者は、株式会社ケアサークル恵愛です。利用率は前年度より低下しております。

おめくりいただいて、58ページ、電子97ページ、積極的に評価した事項としては、2つ目のところ、全利用者が参加して、大井競馬場やしながわ水族館への外出と外食イベントを複数回実施することができたこと。

改善が必要な事項としては、利用率の向上を挙げており、原因は、限られた人員体制での運営が強いられ、受入れが難しかったためとし、対応方針として、新規採用の募集をホームページやSNSを利用して魅力を発信していくとしております。

続きまして、61ページ、電子100ページをご覧ください。ここから7施設が特別養護老人ホームです。

まず、戸越台特別養護老人ホーム。指定管理者は社会福祉法人三徳会です。利用率は前年度と比べ入所が低下し、ショートステイが上昇しております。

おめくりいただいて、62ページ、電子101ページ、総括欄の積極的に評価した事項ですが、ICT環境を整備し、職員の負担軽減につなげたこと。

改善が必要な事項としては、中堅職員の育成です。介護職員のスキルアップシートを活用しているが、職員の育成には時間がかかり、育成方法を見直す必要があるとしており、年間で実施しているリモート研修を見直し、中堅職員に必要な研修の受講を推進し、あわせて資格取得への支援をするとしております。

続いて、65ページ、電子104ページ、荏原特別養護老人ホームです。こちらも指定管理者は社会福祉法人三徳会です。特別養護老人ホームの利用率は、前年度よりショートステイ共に上昇しております。

なお、令和5年7月から始まった、入居者が居ながらの大規模改修工事に伴い、ショートステイの定員を30名から24名に減員しております。工事は令和8年4月に完了予定となっております。

おめくりいただいて、66ページ、電子105ページ、積極的に評価した事項としては、居ながら工事への対応と、そのような状況下でも可能な限り平常通りのサービスを提供したこと。

改善が必要な事項としては、入院加療ケースの増加を挙げており、工事の影響で制限が生じており、療養環境に適さず、入院が増加しているため、ケアの質の向上を図り、入院の原因疾患を減らすとしております。

続きまして、69ページ、電子108ページ、中延特別養護老人ホームです。指定管理者は、社会福祉法人品川総合福祉センターです。利用率は、前年度より入所が若干低下し、ショートステイは上昇し

ております。

おめくりいただいて、70ページ、電子109ページ、積極的に評価した事項としては、経験年数やリーダー職を目指すチーフ職の研修など、レベルに合わせた研修を研修委員会が検討し実施していること。

改善が必要な事項としては、稼働率の向上を挙げており、入所調整に時間がかかることで、目標稼働率を達成できていないため、対応方針として、管理医と相談し、入所に必要な書類の見直しを行うことで、入所調整にかかる時間を短縮するとしております。

続きまして、73ページ、電子112ページ、八潮南特別養護老人ホームです。指定管理者は同じく社会福祉法人品川総合福祉センターです。利用率は、前年度より入所が上昇し、ショートステイが低下しております。

おめくりいただいて、74ページ、電子113ページです。積極的に評価した事項としては、1つ目のところ、ICT機器の活用が進み、記録や申し送りの時間が短縮されたため、超過勤務時間が前年度比30%以上削減していること。

改善が必要な事項としては、フロア間連携の強化を挙げております。夜勤中の休憩確保や緊急時の保安体制、欠員発生時のバックアップ体制が必要なため、対応方針として、各フロア4名の職員が他フロアの業務をフォローできるよう、配置転換を行うとしております。

続きまして、77ページ、電子116ページ、杜松特別養護老人ホームです。指定管理者は社会福祉法人奉優会です。利用率は、前年度に比べ入所が同じ、ショートステイが低下しております。

おめくりいただいて、78ページ、電子117ページ、積極的に評価した事項としては、地域交流事業が開催でき、地域の方からも次回開催の要望が出ていること。

改善が必要な事項としては、介護人材の確保および人件費支出の抑制を挙げており、年度途中で引き継いだことにより、想定よりも人材の確保に時間がかかったため、対応方針として、法人本部と連携し、効率的な広報および人員配置に努めるとしております。

続きまして、81ページ、電子120ページ、平塚橋特別養護老人ホームです。指定管理者は、社会福祉法人三徳会です。利用率は、前年度と比べ入所が低下、ショートステイが上昇しております。

おめくりいただいて、82ページ、電子121ページです。積極的に評価した事項としては、1つ目のところ、館内の電気を新規でデマンド方式に切り替えたことで、結果、使用量や電気料金を抑えることができたこと。

改善が必要な事項としては、介護人材のさらなる確保を挙げており、採用情報について、ホームページに加え、新たに始めたインスタグラムでも積極的に発信し、実習生受け入れ時にも採用についての説明をしていくとしております。

最後になります。85ページ、電子124ページ、上大崎特別養護老人ホームです。指定管理者につきましては、社会福祉法人愛生福祉会です。入所、ショートステイ共に、利用率は前年度より上昇しております。

おめくりいただいて、86ページ、電子125ページ、積極的に評価した事項としては、2つ目のところ、近隣保育園と定期的に交流を開始したほか、敬老会をはじめとした各種イベントで世代間交流が図れたこと。

改善が必要な事項としては、情報共有と援助の統一化のための体制づくりを挙げており、対応方針として、2つ目、ユニットミーティングを毎月開催し、援助の実施評価や情報の共有を図ることで、日々

のケアの平準化を図るとしております。

○樫村高齢者地域支援課長

それでは、私から、高齢者地域支援課の所管施設の令和6年度指定管理者の管理に対するモニタリング・評価結果について、ポイントを絞ってご説明させていただきます。全部で9施設ございます。

資料1ページ、電子128ページをご覧ください。高齢者住宅のうち、区が建設いたしました住宅は4か所ございます。高齢者住宅の設置目的は、住宅に困窮する高齢者に住宅を提供し、その生活の安定と福祉の増進を図ることでございます。

指定管理業務は、高齢者住宅の保全、修繕、改良、また、使用者の共同の利便となる施設の整備、居住環境の整備、そして管理人業務となっております。

それでは、初めに、品川区立八潮わかさ荘でございます。指定管理者は、社会福祉法人品川総合福祉センターでございます。戸数は40戸で、昨年度は4人の方が新たに入居されました。

積極的に評価した事項としましては、ワーデン業務と緊急通報システムを活用し、安否確認や緊急対応に努めたこと、外出状況を日々確認し、外出先で搬送されたケースを把握できた点などがございます。

一方、改善が必要な事項としましては、孤立する入居者への対応となっております。

2ページ、電子129ページをご覧ください。区政運営会議における評価結果は、引き続き入居者の健康状態を綿密に把握し管理を継続すると同時に、孤立防止のためのきめ細やかな支援を実施することとしております。

続きまして、3ページ、電子130ページ、品川区立大井倉田わかさ荘でございます。指定管理者は、同じく社会福祉法人品川総合福祉センターでございます。戸数は8戸、昨年度の新規入居者はおりませんでした。

積極的に評価した事項としましては、日常の巡回や声掛けを通じ、入居者の健康状態の把握や自立した生活の支援に努めたことですか、介護予防事業への参加を呼びかけ、入居者のフレイル予防に努めるとともに、本人の意向に合わせた介護保険サービス他の必要な支援につなげた点でございます。

一方、改善が必要な事項としましては、孤立する入居者への対応としております。

4ページ、電子131ページをご覧ください。区政運営会議における評価結果は、引き続き、今後も入居者に対する継続的な見守りを実施するとともに、その健康維持に努めることとしております。

続きまして、5ページ、電子132ページをご覧ください。品川区立東品川わかさ荘でございます。指定管理者は、社会福祉法人福栄会でございます。戸数は50戸、昨年度の新規入居者は4人でした。

積極的に評価した事項としましては、入居者が孤立しないよう、健康状態の確認を含めた声掛けや建物の見回りを実施し、孤立防止に努めたことですか、介護予防等の支援の必要性を提案し、地域サロンへの呼びかけを行うなど、入居者のフレイル予防に努めた点などがございます。

一方、改善が必要な事項としましては、孤立する入居者への対応となっております。

次に、6ページ、電子133ページをご覧ください。区政運営会議における評価結果は、引き続き、入居者の継続的な見守りを行うとともに、介護予防に向けた適切な支援を実施することとしております。

続きまして、7ページ、電子134ページ、品川区立大井林町高齢者住宅でございます。指定管理者は、社会福祉法人さくら会でございます。設置目的は、住宅に困窮する高齢者に住宅を提供するとともに、日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供し、その生活の安定と福祉の増進を図ることでございます。

指定管理業務につきましては、高齢者住宅の保全、修繕、改良に関することに加えて、生活支援サービスの提供、利用料金の徴収に関することでございます。

戸数は90戸、昨年度の新規入居者は6名でございました。

8ページ、電子135ページをご覧ください。積極的に評価した事項につきましては、自主活動や交流活動を実施し、入居者の生きがいや健康づくりへの支援に努めたことと、安否確認訓練や町会との合同防災訓練を工夫しながら行い、防災意識の普及啓発等にも努めた点でございます。

一方、改善が必要とされた事項としましては、やはりこちらも孤立する入居者への対応となっております。

9ページ、電子136ページをご覧ください。区政運営会議における評価結果は、引き続き、入居者の意見を積極的に聴取し、その主体性を尊重した活動を実施することとしております。

続きまして、10ページ、電子137ページをお開きください。ここからは高齢者多世代交流支援施設でございます。令和6年度のモニタリングの対象は5施設でございます。

設置目的は、区内にお住まいの60歳以上の高齢者の健康維持・増進、生きがいづくりを支援するとともに、高齢者と多世代の区民の交流を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図ることでございます。

指定管理業務につきましては、施設の運営に関すること、設置目的を達成するために必要な事業の企画、運営をすること、施設の維持および修繕に関することでございます。

初めに、品川区立大崎高齢者多世代交流支援施設でございます。指定管理者は、生活協同組合・東京高齢協です。昨年度の利用者数は2万4,359人、対前年度比で約112%となっております。

11ページ、電子138ページをご覧ください。積極的に評価した事項につきましては、令和6年度の目標に掲げていた利用者数の増加を達成したこと、品川区のNPOサービスによる利用者調査の結果の総括で優良の評価を得た点などでございます。

一方、改善が必要な事項としましては、多世代交流は進んできたものの、特に高校や大学との連携が弱い点などでございます。

13ページ、電子140ページをご覧ください。区政運営会議における評価結果は、引き続き、多様な新規事業を積極的に企画・実施し、利用者増加に注力すること、また、利用者アンケート等を活用して要望や意見を収集し、新たなイベントの企画など、今後の施設運営に反映させていくこととしております。

14ページ、電子141ページをお開きください。品川区立平塚橋高齢者多世代交流支援施設でございます。指定管理者は、社会福祉法人三徳会です。昨年度の年間利用者数は4万1,218人で、対前年度比121%となっております。

15ページ、電子142ページをご覧ください。積極的に評価した事項につきましては、お菓子づくり教室などをはじめとした多様な講座を開催し、親子世代の参加を促進したことや、若い世代の継続的な利用につながるよう、ホームページのリニューアルを行うとともに、新たにInstagramを開始し、積極的な情報発信を行った点などでございます。

一方、改善が必要な事項としましては、多世代向けのイベントにおいて、まだまだ若い世代の参加が少ない点でございます。

続いて、16ページ、電子143ページをご覧ください。区政運営会議における評価結果は、引き続き、多世代交流を促進するイベントや講座を企画・開催し、施設の利用拡大を図ることとしております。

17ページ、電子144ページをお開きください。品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設でござい

ます。指定管理者は、社会福祉法人福栄会です。昨年度の年間利用者数は1万976人で、前年度とほぼ横ばいの人数となっております。

18ページ、電子145ページをご覧ください。積極的に評価した事項につきましては、おもちゃ図書館などの子ども向けコーナーを展開し、多世代交流を促進した点ですとか、新たな自主事業として、認知症カフェ、フラダンス教室等を開始しまして、平日夜間の稼働率アップに繋がった点などでございます。

一方、改善が必要な事項としましては、平日の自主グループ利用希望が増えている状況ですが、貸し部屋は2つのみのため、自主事業の見直しを図りつつ、地域住民のニーズと合わせて整理していく必要がある点でございます。

続いて、20ページ、電子147ページをご覧ください。区政運営会議における評価結果は、引き続き、地域ニーズの収集に努め、多世代交流促進につながるイベントや講座を企画・実施することで、施設の利用促進を図っていくこと、また、利用率向上のための広報活動を強化することとしております。

21ページ、電子148ページをお開きください。品川区立東品川高齢者多世代交流支援施設でございます。指定管理者は、社会福祉法人福栄会です。こちらの施設は、東品川文化センターが併設しております。昨年度の利用者数は5万2,091人で、対前年度比121%となっております。

22ページ、電子149ページをご覧ください。積極的に評価した事項につきましては、入浴サービスにおいて、混雑解消対策として、利用者数の調整を行いまして、快適な利用環境の維持向上に努めた点ですとか、ふれあい食堂や親子広場、菜園事業のボランティアを受け入れ、参加者を積極的に募り、施設の特色を活かした事業展開を行った点でございます。

一方、改善が必要な事項としましては、貸出部屋の稼働率について、目標は達成したものの、まだまだ利用増の余地がある点でございます。

続いて、23ページ、電子150ページをご覧ください。区政運営会議における評価結果は、引き続き、多世代の利用促進や世代間交流の機会創出に努めるとともに、広報活動の強化等により利用率の向上に努めることとしております。

24ページ、電子151ページをお開きください。品川区立北品川高齢者多世代交流支援施設でございます。指定管理者は、社会福祉法人奉優会でございます。こちらの施設は、令和6年度に開設をしまして、一番新しいゆうゆうプラザとなっております。昨年度の利用者数は3万775人でした。

25ページ、電子152ページをお開きください。積極的に評価した事項につきましては、開設1年目であったものの、年間の来館者数の実績が3万775名と、目標値に対して123%の達成率であったこと、新規の開設施設としての注目度の高さに加えて、オープニングイベントの成功ですとか、開設直後から開始した事業によって、区民を施設の継続利用に結びつけられた点などでございます。

一方、改善が必要な事項としましては、高齢者多世代交流支援施設としての細やかな方向性と方針を決めていくこととしております。

続いて、27ページ、電子154ページをご覧ください。区政運営会議における評価結果は、引き続き、様々な新規事業を積極的に企画実施し、利用者増に努めること、また、利用者アンケート等を通じて利用者の要望や意見を聴取し、新たなイベントの企画など、今後の施設運営に活かしていくこととしております。

○勝亦健康課長

私からは、健康課所管施設についてご説明いたします。

資料のほうはサイドブックの1-3-2をご覧くださいませ。施設の名称は品川区立健康センター、指定管理者は住友不動産エスフォルタ・NTTファシリティーズ共同事業体でございます。

その下、管理運営実績に関する統計情報の概要につきましては、表に記載のとおりでございますが、利用者数は令和5年度から増加している状況でございます。

また、管理運営実績に関する事業収支でございますけれども、利用者の増加に伴いまして、利用料収入は増加してございますが、人件費、維持管理コストが上昇している状況でございます。

次のページへお進みいただきまして、積極的に評価した事項でございます。利用者の要望を積極的に取り入れたプログラムの提供や施設運営の改善により、利用者からの好評を得ていること、また、前年度と比べて利用者数および利用料収入が大幅に増加してございます。また、ホール・会議室については、オンラインでの予約、決済を導入いたしました。

改善が必要な事項につきましては、申込みについて電子申請の対応は進んだが、支払い決済が窓口のみになっているものがあるため、対応が必要と指摘がございました。

それに対する対応方針でございますが、券売機で現金による支払いのみの対応になっているものについては、券売機のキャッシュレス化、オンライン化の導入を進めていくこととしてございます。

評価の視点別のコメントにつきましては、1、区民満足の視点では、利用者からの要望を取り入れたプログラム編成を行うなど、利用者ニーズに合った運営をして、好評を得てございます。

2、予算執行の視点につきましては、ポスティングなどにより、利用者数の対前年度比109%と、また、利用者要望に対応したプログラム編成を行うなどにより、利用料収入は対前年度比約108%となっております。

3、サービス向上および業務改善の視点では、満足度調査に加えて、アンケートボックスを設置し、意見、要望を施設運営に反映してございます。

おめくりいただきまして、4、組織管理体制および業務の適正執行の視点では、休館日に接客等業務スキル向上のためスタッフ研修を行うなど、サービス向上を図るほか、毎日、機器の点検、ペーパーレス化による経費削減、環境負荷の軽減に努めてございます。

区政運営会議における評価結果といたしまして、引き続き、利用者からの要望を積極的に取り入れたプログラムの提供や施設運営を継続するとともに、キャッシュレス決済にも対応を図り、利用者満足度の向上に努めることとの評価でございました。

○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

なお、今ご報告いただいたように、対象施設が41施設に及びます。くれぐれもモニタリング・評価の結果の報告についてですので、その点を踏まえた上で、冒頭申し上げたとおり、効率的な委員会運営のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

では、ご発言のある方は発言願います。

○鈴木委員

まず、障害者の施設について伺いたいのですけれども、全体のところで、生活介護の事業所が何か所かありますが、生活介護の中で生産活動がされている事業所というのは何か所ぐらいあるのか。そして、また、どこがどんな活動をされているのかについてお聞かせいただきたいと思います。

また、生活介護の1週間とか、また、1か月の活動プログラムというのは組まれているのか。それは

当事者や保護者に示されているのかというところについてお聞かせください。

それから、2つ目に、地域連携推進会議というのが、2024年度に努力義務になって、今年度義務化されていると思うのですけれども、どの施設でつくられて、どれぐらいの頻度で行われているのか。地域連携推進会議というのは、来年度からは、どういう活動がされているのかというのは、モニタリングのチェック項目の中にも入るものなのかどうか、その点についてまず伺いたいと思います。

○田中委員長

今回は令和6年度の報告なので、その範囲内での質問にさせていただきたいと思います。

○鈴木委員

そうですね。2024年、令和6年度のときに努力義務とされて……。

○田中委員長

今後は次回ということで。

○鈴木委員

そうですね。努力義務化されていて、この中にも出てきている文言が何か所かありましたので、その点についてお聞かせください。

○松山障害者支援課長

2点ご質問いただきました。まず、生活介護における生産活動についてでございます。それぞれの事業所では生産活動を行っていることと認識はしております。

ただ、生産活動のみに焦点を置いてというよりは、それぞれ個別支援のプログラムの中で何を一体やっていくかというのは一番大きなところです。個別支援プログラムにつきましては、全生活介護事業所が、当事者の方、また、保護者の方にモニタリングの個別支援計画を作成して、モニタリングをして、今年度の振り返り、次年度ということで、その中でどこまで、あまり細かくどこまで示されているのかは、生産活動の中の、いわゆる生産活動だけを取り上げて報告しているところまでは、その中まではあまりにも細か過ぎて、そのメニューについては一つ一つ把握しているものではございませんが、例えば、心身障害者福祉会館でしたら、ノートを作ったり、あと、バスボムづくり、入浴剤とかを作ったりしているというのは把握はしております。

ただし、全員の方がそれに携わっているかどうかについては、こちらとしては把握はしているものではありません。そこまでお一人お一人の個別の活動のプログラムまで区が全て把握するというところまでは、こちらのほうの報告はいただいております。

それから、2つ目として、地域連携推進会議でございます。こちらは、令和6年度から入所支援施設とグループホームにつきまして努力義務化を、令和7年度から義務化をされたということで、令和6年度につきましては、先駆けて西大井つばさの家が地域連携推進会議をまず実施したということでございます。

地域連携推進会議は、地域との連携の強化によって、利用者と地域との関係づくりやサービスの透明性、質の担保を図ること、あとは地域の理解促進などを促すことということで、通常、年に一度ということで、国のほうから示されたものでございます。

今回、西大井つばさの家も、利用者、ご家族、そして、地域住民の代表者、区の障害者福祉の担当者が、一堂に会しまして運営状況等々、あとは、それぞれの地域での活動等を意見交換したり、意見があったりするものでございます。

○鈴木委員

生活介護というのは、やはり事業所として生産活動というのをどのような位置づけでどのようにプログラムの中に入れていくかということになると思いますので、厚生労働省のデータとかを見ると、生産活動をやっている生活介護というのは、65%ぐらいは生産活動がされているということでありましたので、でも、そのところがなかなかこのモニタリングの中では生産活動がどのようにされているのかというのは見えていなかったもので、されているのかどうなのか、そこら辺も分からなかったもので、生産活動が生活介護の中で位置づけられてされているのかというあたりを伺いたいと思いました。

生活介護は何か所かでやっているわけなのですが、そこの中でどこでも生産活動というのが位置づけられてされているものなのか。やられている事業者と、やられていない事業者というのも結構多いのではないかと思いますので、そこら辺が分かれば、改めて伺いたいと思います。

それから、地域連携推進会議というのは、2024年度は努力義務でしたので、西大井つばさの家だけが年に1回やったということなのだと思いますけれども、これは義務づけられるというところで、利用者と地域の関係の構築だったり、サービスの透明性、質の向上だったり、利用者の権利擁護だったり、そういうところで本当にこれをやっていくことで、さらに障害者の施設のより透明化だったり充実を図るということで今年度は義務づけられましたので、具体的にどこでも実施されているのかと思うのですが、今回は去年、令和6年度のモニタリングということなので、またこれは何らかの機会でご報告いただけたらありがたいと思います。

それから、具体的に伺いたいのですが、心身障害者福祉会館なのですが、かなり看護師の配置だったり、様々努力していただいて、医療的ケアの方を1日2名受け入れるということでもここにも書かれているのですが、1日2名というのは、1週間に何日ぐらい通えることになっているのか。登録者の数ですとか、それから、ここでは、今のところは呼吸器使用の方は多分受け入れていないという状況だと思うのですが、それは今後受け入れられるようになるのか、受け入れられない理由というのは何なのか、その辺りも教えていただけたらと思います。

それから、ここで改善が必要な事項というところで、利用促進、利用率のさらなる向上というところが挙げられているのですが、特に自立訓練とか48%とかで、本当に低い状況になっていると思うのですが、そこで送迎車を増やして送迎サービスを拡大するというところになっているのですが、今何台ぐらいあるのかというあたりを教えてください。

それから、5ページの西大井福祉園は、利用率をかなり頑張って、就労継続支援B型は100%ですし、生活介護は91%という、本当にすごく高いのですが、すごく努力されて高いにもかかわらず赤字になっているというのは、これは構造的な問題なのか。そこら辺のところはどういう状況になっているのかも伺いたいと思います。

続けて聞かせていただきたいです。グループホームなのですが、グループホームの入退所者数ということで書かれているので、現在、空き状況があるのかどうかというのは分からないので、グループホームの利用率というか、空き状況、空いているグループホームというのはあるのか。それとも、グループホームを希望する方がすごく多いので、空いたらすぐに入ること、空いているグループホームというのはないと考えていいのか、その点、伺いたいと思います。

それから、あと、施設としての苦情対応というのはどのように行っているのかも教えてください。

○松山障害者支援課長

何点かご質問いただきました。まずは、生産活動についてでございますけれども、生活介護につきましては、やはり日中支援、生活支援がまず目的であるということで、生産活動が義務づけられているも

のではありません。

ただし、生産活動というのはなぜあるかと申しますと、例えば、作業の面、あるいはその方の機能回復の面から取り組む。あと、意欲の面というものを重視して取り組むものでございますので、必ず生産活動で施設側がこれをやってくださいということで押しつけるわけではなくて、そこの現場に必要な方に、こういう手先の作業が必要だということで、何かマッチするものがないかということで作っているものでございます。

それから、2つ目の、先ほどの地域連携推進会議につきましては、年に1回行うことになっておりますので、随時報告というよりは、来年度のモニタリングの中で実際には報告するのが現実的かと思われます。

それから、心身障害者福祉会館の件につきましてでございます。医療的ケアの部分ですけれども、通所の日数といったことは、その方の健康状態によるものでございますので、特に体調によって左右されるというものでございます。

また、人工呼吸器の方を受け入れられるかというご質問でしたけれども、一律に受けられます受けられませんといったものではないので、その方の健康状況ですとか、かかりつけ医、あと主治医等、あと施設側の医師との判断によるものでございます。

それから、心身障害者福祉会館における自立訓練でございますけれども、自立訓練につきましては、確かに令和4年度から令和5年度に向けて上昇して、令和5年度から令和6年度に向けて低下しております。この自立訓練というのは、有期限でございます、生活介護ですと期限がないサービスですが、訓練につきましては、1年半という決められた期間ということでございますので、それが期間ごとの終了時のパーセントで左右されるものでございます。

送迎バスにつきましては、かなりバスとしては、持ち合わせていたかと思うのですが、記憶ですが、6台以上ぐらいはあるかと思います。

それから、4点目です。西大井福祉園のところですが、西大井福祉園については、就労継続支援B型は100%なのですが、生活介護で91%というところでございますので、その部分の生活介護の部分が赤字になっているという状況でございます。

それから、5点目、グループホームの空き状況についてでございますが、現在、グループホームにつきましては、空いているところはありませんで、例えば、グループホームの中で1名空いたという状況がありましたら、また施設から区に情報が入るということでございます。その空き状況によって、相談支援事業所を通じて情報を流させていただくようになっています。

それから、最後に、それぞれの施設の苦情解決のところでございますが、まず、一律には施設のほうで受けていただくようになっています。

また、施設のほうでも苦情解決委員会がございまして、その中で審議をされるというものでございます。

また、区のほうにも、全てではないかもしれませんが、情報として入ってくるものもありますし、区と一緒に連携して解決して改善していくという形を取っております。

○鈴木委員

ありがとうございます。もう一つ、心身障害者福祉会館で、生活介護で2対1を1.5対1にしたということであったのですが、本当にこういうなかなか福祉人材の確保が難しい中ですごく努力されて、1.5対1という体制を取ったというのは、本当に素晴らしいことではないかと思うのですけれ

ども、そのことによって人員配置体制加算Ⅰというのでも取れることになると思いますし、経営的にもそういうところにはプラスになっていくのかと思ったのですが、2対1から1.5対1にしたことによって、職員は何人から何人に増えたのか、もし分かったら教えていただけたらと思います。

○松山障害者支援課長

詳しい人数というのは手元にはないのですが、やはり委員おっしゃるとおり、人材確保が困難な中、1.5対1にさせていただいたというのは非常にありがたく、また、重度の方も多くなっておりますし、医療的ケアの方もいるということで、かなり法人のほう、努力していただいたことでございます。

○田中委員長

今回はモニタリング・評価の報告で、対象が41施設ありますので、質疑に関しましては、網羅的な視点でのご質疑ですとか、あるいは、個別ですと、代表的な施設の内容にできたら絞っていただいて、ご質疑を進めていただけたらと思います。

何かご発言ありますでしょうか。

○鈴木委員

代表的なということでしたらば、29ページのぐるっぼの障害児者総合支援施設について伺いたいと思います。ここ、利用率のところを見ると、全て低い状況になっていると思うのですが、これは区としてどのように捉えているのかというのを伺いたいと思います。

それから、30ページのところでの人件費とか事業費とかなのですが、ここを書いてある、令和4年度は福栄会、ゆうゆう、グロー、愛成会の合計ということで、ここから途中から福栄会に変わったという年になると思うのですが、この令和4年度から比べて人件費はかなり令和6年は増えているのです。1.47倍ぐらいに増えているのですが、事業費というのは逆に減っているのです。それで、かなり赤字も増えているということなのなのですが、これはなぜこんな状況になっているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、積極的に評価したところというの、医療的ケアが必要な方も受け入れたということで、ここでも書いてあるのですが、これはどこら辺までの医療的ケアが必要な方が入れるのか。ここでも人工呼吸器の方も、落ち着いている方であれば受け入れるということにはなっていくのか、その点も伺いたいと思います。

それから、地下にお風呂が造られたと思うのですが、ほとんど使われていないというところは途中までは聞いたのですが、今は現状、誰が利用して、利用状況というのはどれくらいになっているのかということについて伺いたいと思います。

○田中委員長

すみません。モニタリング・評価の報告に対する質疑ですので、その辺をご理解いただいた上でご発言していただきたいと思います。

○鈴木委員

そのつもりでやっています。

○松山障害者支援課長

ぐるっぼの利用率についてのお尋ねでございます。ぐるっぼにつきましては、実際問題、児童発達支援については、利用促進、利用率の向上を図る必要があると、事業所も申し出ておりましたように、やはり唯一、訪問系サービスの利用者数はすごく増えているのですが、一番の課題としては、児童発達支援の利用が伸びなかったというところがございます。

従来、児童発達支援は週5日間通うような重度のお子さんが多かったのですが、ここ近年につきましては、保育園との併用ニーズが高まりまして、保育園のほうも障害のあるお子さんが通えるようになったといういい面はありますけれども、並行利用については、令和6年度の途中から並行利用を受け入れるというような状況にしていたために、まだ数字としては全く上がってきていない状況でございます。どちらかという、週5日というよりは、保育園数日、児童学園という方が増えてくるというのが実態でございまして、区としては、ニーズを捉えて、利用率を向上させていくよう、指導をしているところでございます。

それから、令和6年度の人件費が増ということで、なぜ赤字なのかというところでございますけれども、こちらはやはり支援が必要なお子さんや大人の方も増えて、人件費は増えているのですが、利用率としてはかなり低いというところがやはり今回の原因で、紙では31ページにも書いてあるのですが、予算執行の視点で、やはり児童発達支援の利用が伸びなかったために、収入を増やせなかったということが、事業者としても認識をしているところでございます。

次に、医療的ケアですけれども、医療的ケアに関しましては、先ほど心身障害者福祉会館のときに申し上げたとおりで、人工呼吸器の方はどうなのかにつきましては、やはりその方の健康状態、そして、主治医やかかりつけ医、施設の医師などの判断によるものでございます。

それから、地下のお風呂につきましては、もちろん設置はしましたけれども、どちらかという、ひきこもりの方向けの、ご自分で入るタイプのお風呂ですので、ひきこもりの方ができるだけ地域活動支援センターの活動に参加していただくようなきっかけづくりとして造ったものですので、それほど稼働が伸びているものではございません。お風呂の利用としては少ないものと認識しております。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

○あくつ委員

私からはたくさんあるのですけれども、1点だけ。先ほど今、鈴木委員からもあったぐるっぱ、総合支援施設のところで、短期入所、ショートステイの利用率を見ると、先ほどほかのところの利用率が低いというお話があったのですけれども、令和5年度令和6年度を見ると、令和5年度は100%、令和6年度は87%ということで、この中では利用率はかなり高いという認識をしています。

積極的に評価したところの事項の2番目の丸のところで、「短期入所では」、少し飛ばしますけれども、「12室中1室について子ども用に環境を整え、緊急と判断される場合に区と連携して障害児を受け入れ支援した」という、こうした項目事項がありますけれども、まず、この区と連携というところ、いわゆる区に連絡すれば、障害児に関しては、12室のうち11室は大人、1室は子ども専用ということになっている、しつらえもそうになっていると思うのですけれども、区に連絡、では、区というのはどこのことを言っているのかというところを確認したいというのが一つ。

認識としては、緊急事態には当然そうなのだけれども、これ、裏を返せば、レスパイトの皆さんとかは利用しにくいということは以前確認をさせていただいたことがあると思うのですけれども、ここについての区の認識と、どのようなお考えを持っておられるのか。以上、確認させてください。

○松山障害者支援課長

まず、短期入所でございます。短期入所の関係で、児童のショートステイのところで、区と連携したというところはどこのかというところでございますが、障害者支援課の相談支援担当のほうでご相談を受けているというところでございます。

ぐるっばにつきましては、委員おっしゃられるとおり、緊急時、例えば、保護者の方の入院ですとか、ほかに支援できるようなすべがない場合というところでご相談いただきまして、区を通じてぐるっばにお願いをしたというところでございます。

そして、2点目は、レスパイトに対する区の認識ですが、レスパイトというのは、ご家族の負担軽減の点から、児童のレスパイトにつきましては必要なものと認識しておりまして、今現在、出石のほうで、まだショートステイ、令和6年度の報告では、かなりやっと満床にできたというところなので、これからショートステイを稼働させる意味では、出石と協議をしております、出石のほうで児童のレスパイトのほうを対応してくださる方針であるということのお答えはいただいております。

まだまだ周知はこれからでございますので、児童のレスパイトも少しずつ対応していきたいと思っております。

○田中委員長

ほかにありますでしょうか。

○吉田委員

昨日、モニタリングの視点と同じ意見というか、見解を伺いたいのですが、やはり評価の視点の中で、予算執行、だから、財務の視点はきちんとあるのですが、私はずっと求めてきて、ある程度前向きの答弁をいただいていたと思うのですが、やはり働く人への労務の視点というのはどうしても必要なのではないかと思います。

今まで求めていたのは、できれば、社会保険労務士を入れた形での労務の視点というのも、今後運営をしていくにはすごく重要なのではないかと思います。それで、全然その視点がないかという、実はそうではなくて、ごく一部ですが、ほかにもあったような気がします、財務の視点の中に、業務改善の取組が奏功し、超過勤務を20%削減することができたという。やはり財務の視点からいっても、働く、労務の視点というのは入ってくるものだと思うのです。

それはモニタリングとして適正な視点だと思うのですが、そこをきちんとこのモニタリングの中で位置づけて、今後はやはり働く人の働き方への視点をきちんと専門家を入れてやるべきだと思うのですが、今回はごく一部、財務の中ではやったけれども、そういう視点はなかったのか。もしくは、どこかほかで反映されているところがあるのだったら、教えていただきたいと思います。

○松山障害者支援課長

労務の視点ということでございますけれども、毎年行っておりますのは、モニタリング・評価の中で自己評価を行っておりまして、施設によっては、働き方改革とか、そういうICTに関する、残業が減った、委員おっしゃられるとおり、そういったものも自己評価として提出していただいている施設もありますが、社会保険労務士による労働環境チェックですと、区全体で3年目に行うというところで決め事がございますので、それに従っているものでございます。

○吉田委員

分かりました。評価の中に、やはり財務上評価すると、労務の視点が出てくるというのは理解しますが、3年ごとに行うということですが、こういう福祉施設というのは働き手が少ないというのは、報酬の問題もありますし、労働の質からどうしても大変な労働をせざるを得ないということがあると思います。

適切にこれから運営していく中でも、ぜひ労務の視点というのは、財務は多分、そういうきちんと専門的な視点を持った方が入って評価されていると思いますので、労務についても、今後の要望としては、

ぜひ特に福祉施設とか、そういうところは、その視点を今後のモニタリングの中では入れていただきたいと思います。これは要望にとどめます。

○田中委員長

ほかに発言ありますでしょうか。

○やなぎさわ委員

特別養護老人ホームに関しての網羅的な質問をさせていただきます。おとといも少し取り上げさせていただいたのですが、福祉サービスの第三者評価ですが、これに関して、このモニタリングで、そのアンケート結果というのは参考にされたりしているのでしょうか。お伺いします。

○菅野高齢者福祉課長

東京都で実施しているというか、義務づけをしている第三者評価についてのご質問だと思います。区の方で通知を受けて、特別養護老人ホームについては3年に1回、グループホームは毎年ということで第三者評価を実施させていただいております。

こちらについては、評価したものをまた東京都のほうに報告するという形になっておりまして、それが多分、ネット上に反映されているのが、とうきょう福祉ナビゲーションの中で提示されていくこととなりますが、今回のモニタリングの評価等や指定管理者の選定におきましては、指定管理施設の中では、先ほどもお話がありましたけれども、利用者満足度調査とか、あとは労務環境チェックなどのことも、区立の施設においては独自に指定管理者制度の中でやっているというようなシステムがございますので、こちらの評価を加味して、次の指定の方針だとか、そういうところには活かしていくということになっておりますので、第三者評価も一つの指標ではありますが、今回のこのモニタリング評価や指定については、こちらのほうは加味していないとお答えさせていただきます。

○やなぎさわ委員

独自でもやられているということなので、それも一つ行政側の利用者満足度の指標になるかと思うのですが、おととい平塚橋特別養護老人ホームのところで、実際、対面で利用者の方に対してアンケート調査を行っているという結果、14問の設問に対して、個別計画時に利用者や家族の状況や要望を聞かれているかで、「はい」が10%で、「いいえ」が90%で、サービス内容は、計画に関する職員の説明が分かりやすいかということで、「はい」が10%、「いいえ」が90%、外部の苦情窓口で相談できることを伝えているかということで、これ、「いいえ」が100%というところで、かなり偏っていたと。これ、10人しかアンケートを取れていないというところはあるのですが、実はほかの特別養護老人ホームでも似たような傾向がありまして、14問中この3つの設問に関しては、例えば、戸越台特別養護老人ホームも、今の3つの質問で「はい」と答えた人が誰もいない。「いいえ」か、「どちらでもない」というようになってしまっている。中延特別養護老人ホームに関しても、似たような感じで、「はい」が大体20%から10%ぐらいで、「いいえ」のほうが多いというような状況になっております。

今、挙げた2つは、ちょうど令和6年、直近で行われたものでして、八潮南特別養護老人ホームも同じような傾向があります。この3つは令和6年に行われている直近のものでして、やはり個人的には対面で聞き取り調査をされている、聞き取り方式をやられているので、ある程度正確性はあるのではないかと、ということで、少しこの辺が利用者の方の実際の生の数字といいますか、ということで、やはり区としても、この数字に対しての調査というか、そういったものも含めて、もう一回この中にしっかり入れていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

こちらの評価につきましては、例えば、私ども、荏原特別養護老人ホームなどの一例を取らせていただくと、100名ぐらいいる中の6名の方に対面でヒアリングした結果ということになっているので、多分、特別養護老人ホームの方、特に要介護3以上ということになるので、対面で調査をする難しさもあるのかとも感じています。

ただし、この第三者評価自体が東京都からの通知を受けて、区のほうで事業者を選んでやっているというものではありませんので、その辺り、今後、基準に沿った形ではありますけれども、より効果的な評価となるような内容の検証もしていかななくてはいけないかとは感じているところです。

○やなぎさわ委員

確かにおっしゃられるとおり、特別養護老人ホームは要介護の高い方が多いというのは当然なのですが、ただ、その分、アンケート、記述式ではなくて聞き取りで丁寧にやっているというのもあるので、体が動かなくても、頭がクリアな方もいらっしゃるのかと思うし、恐らく抽出する利用者の方は、そういった方を中心にされているのではないかと。推測ですけども、思うので、やはりこの辺の偏りというのは少し調査する必要もあると思うので、ぜひこの点を留意していただければと思います。

あと、これもおととい少し挙げたところですが、特別養護老人ホームの何個かの施設がやはり処遇改善加算がⅠが取れていないところがあるようでして、ぜひその辺も今後モニタリングを、少し指標というか、中に入れてほしいと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

委員おっしゃるとおり、特別養護老人ホームの幾つかのところにおいては、処遇改善加算がⅠの一番いい条件のものが取れていないということもございます。少しの差ではあれ、少しでも処遇改善が良い方にいくように、ここを要件にはしておりませんが、こういったモニタリング等を通して、少し改善されるようにということで、各施設には働きかけをしてまいりたいと思います。

○やなぎさわ委員

ありがとうございます。

少しだけすみません、個別の細かいところでお伺いしたいのですけれども、平塚橋特別養護老人ホームなのですが、おとといも話題はありましたけれども、ここで改善が必要な原因とか、いろいろ課題ということで、派遣職員というところですか、単発のワークシェアリングというところのお話がありまして、このモニタリングを見ると、派遣とかワークシェアリングに対して、利用することがプラス評価なのか、マイナス評価なのか、どちらとも取れるような感じのことが書かれてあるのですけれども、実際、例えば、令和5年度の事業活動計画書を、平塚橋特別養護老人ホームのを確認させてもらったところ、私の手元にあるデータだと、人件費が3億4,000万円あって、そのうちの5,600万円が派遣職員費と計上されているのです。つまり、人件費の17%から18%ぐらいは派遣職員、言ってみたら、2割ぐらいは派遣職員のお金に消えているというところになっていると思うのですけれども、個人的には、やはりこれはかなりよろしくないことだし、単発のワークシェアリングもうまく使えているというような記述はあるのですが、事業者側としてはそれは非常にいいことかもしれないけれども、利用者からすると、やはりその時々でケアしていただく方が替わるというのは、少し信頼関係を含めて不安に感じてしまうのではないかとと思うと、なかなか難しいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

今、平塚橋特別養護老人ホームというところを一つ抽出していろいろご指摘いただきましたが、各施設を見ていただくと、改善が必要な事項のところに、やはり介護人材の確保というところを挙げているところがたくさんあることが今実情です。

人が集まらないから、例えばショートステイを少し抑えていいのかとか、そういったことにもつながってしまいますので、各施設のほう、少しでも例えばスポットワーカーを採用して、少しでも受入れを拡充するというか、多くの方を受け入れてもらうというところで、すごく苦慮している状況なのだと思います。

もちろん委員がおっしゃったように、常勤の職員がいて、常に顔の見える関係でケアが行えることが理想であることは言うまでもないのですけれども、そこに至るところがなかなか難しい人材確保の部分があると思いますので、その辺りのところはまた施設の声を十分に聞きながら、区として支援できることも何か支援をしていきながら改善していけるように努めていきたいと思います。

○やなぎさわ委員

ありがとうございます。

こういった課題、ぜひ注視していただければと思うのと、あと、すみません、もう一つだけ、特別養護老人ホームに関して個別でお伺いしたいのが、上大崎特別養護老人ホームなのですけれども、ここの総括のところの積極的に評価した事項、電子で124ページです。採用活動の見直しや採用後の定着化に向けた取組により採用数が倍増したという記述が総括にもあるのですけれども、東京都の公表情報を確認したのですが、2025年7月にデータ更新されているので、つまり、2024年のデータだとは思いますが、職員の退職者数が23名で、入職者数が12名と書いてあるのです。上大崎特別養護老人ホームというのは、職員数は106名と書いてあるのです。そのうちの23名が2024年に退職されて、入職が12名というところで、職員数の2割ぐらいが1年で辞めているというのは衝撃なのですけれども、プラス、総括のところに書かれてあるのと乖離があるのではないかと。入職者が12名、私というか、東京都の公表情報だと記載があったので、その辺、公表情報の数字を確認されているのかどうかも含めてお伺いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

今回、モニタリングの評価ということになりますので、自己評価ということで、各施設から出していた報告書を基に、所管課のほうでも評価をしてご報告させていただくという形になります。もちろん一つ一つのそういった数字を詳細に見ていかなくはいけない部分もあるとは思いますが、その部分については、細かい数字までは確認は取ってはおりません。

ただし、上大崎特別養護老人ホームにつきましては、目黒駅から歩いてすぐのところというところで、立地もいいのか、かなり他業種に転職される方とか、そういったことが多いというのは以前聞いたことがございます。そういった中で採用活動をして、稼働率を上げるという努力をいただいていることなのかと捉えております。

○やなぎさわ委員

そういった立地のところは、少し私も驚きを持って受け止めているのですけれども、それでもやはり1年で2割替わる職場というのは、少し問題があるというか、区としても注視してほしいと思いますし、一応今、私としても公表情報に関してのデータを共有させていただきましたので、その辺はぜひ区としても、この数字がもしかしたら間違いなのかもしれないし、事実であるならば、やはり少しこの辺も注視していただきたいと思いますので、当然、そうすると総括との内容に乖離が出てしまうので、そ

の辺はぜひ注目していただきたいと思います。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

○鈴木委員

先ほどは障害者のほうだけを質問させていただいたので、高齢者のほうも質問させていただきたいのですが、高齢者のデイサービスが8か所なのですが、そのうち中延だけがプラスになって、あとは全部マイナスという状況になっているのです。中延は利用率とかも高いという状況もあるのかもしれないのですが、本当に構造的な問題というのが、サービスセンター、デイサービスのところにあるのではないかと思うのですが、デイサービスの中で総合事業の割合という、要支援の割合というのがどれぐらいになっているのかというのが分かったら教えていただきたいと思います。

総合事業というのは、おとといのときも申し上げたのですが、品川区独自に報酬を決めるという仕組みになっていますので、この報酬の問題、それからあとは、特に品川の要支援の割合というのがすごく高いので、毎回私はこの場でも指摘させていただいていますけれども、全国平均が要支援が28.8%に対して、品川区は44.5%ということなので、全国の1.5倍ぐらい要支援が多いという状況になっている。パーセンテージでは15.7%、全国平均よりも多いという状況になっていますので、そういう方々のデイサービスをより受けていることによって、品川区のデイサービスの経営というのがより厳しい状況というのではないかという思いがしているのですが、そこら辺の区の捉え方についてお聞かせいただきたいと思います。それが1点です。

それから、もう一つ、特別養護老人ホームなのですが、特別養護老人ホームも、今回、7か所が区立で指定管理者ということなのですが、特別養護老人ホームも上大崎だけがプラスで、あとの6か所は全部赤字という状況なのです。しかも、特別養護老人ホームは利用希望者もすごく常に待っている状態ですので、利用率も決して低くなくて、9割を超えているところもほとんどという状況ですし、そういう中でなぜこういう、少し構造的な問題というのがあるのではないかと思うのですが、この赤字のことの状況というの、区としてどう捉えられているのか。

多くのところで人材確保というのが課題ということで挙げられていて、本当に介護の構造的な問題というのが、こういう形のモニタリングにも私は表れているのかと思いますけれども、そこら辺の区の捉え方をお聞かせいただきたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

まず、在宅サービスセンターの部分につきましては、要支援の割合がもしかしたら高いのではないかとご指摘でございますが、やはり民間の通所介護サービスに比べると、区立の在宅サービスセンターで要支援の方を受け入れる確率は高くなるのではないかとこのところはあります。

そもそも要支援の割合が品川区の場合高いのではないかというお話ですが、そこにつきましては、令和5年度までコロナによる特例があったということもありまして、令和6年度は、そういったずっと同じ介護度で特例で来ていた方が更新をしたというところで、少し要支援の方が増えてしまったという実情もありますし、あとは、国の基準に沿って要介護認定のほうは手続を取らせていただいておりますので、少し運用面を工夫しながら、少しでも全国平均とか、あと、近隣の自治体とあまりに乖離することがないように、基準をしっかり守りつつやっていきたいと思いますので、その辺りが少し介護度が改善されることによって、在宅サービスセンターの要支援の方の割合も変わっていくのかと思っています。その辺りのところが区の考え方ということです。

あと、特別養護老人ホームの赤字の部分につきましては、確かに厳しい状況ではあると捉えております。特にコロナになってから、入所がなかなか進まなかったとか、あとは、コロナで入院される方がいたりとかして、収入が落ちてしまったというようなお話も聞いております。

各特別養護老人ホームの改善のところ、対応策のところにも書いてありますが、少しでも入院をしないようにするというのはなかなか難しいとは思いますが、できることはやって、入院の期間を短くして、入所をできるだけしていただくということと、あとは、それでも退所した際には、入所調整の手続を少し簡素化して、スピーディーに進めるというところを、各施設のほうでは対応方針として挙げているところが多いので、その辺りのところは、各施設といろいろとコミュニケーションを取りながら、少しでも入所が進むようにとか、その辺りの支援については区としてもしていきたいと思っているところではあります。

○鈴木委員

本当に介護の構造的な問題というのが、このモニタリングにも様々表れていると思います。そういう中で、介護の認定が品川区は要支援が多くて、軽く出るということに対しては、現場からも本当に必要なサービスが受けられないというところで、様々ご意見もいただいています、実態に合わせた介護度の認定が出るようにというところでは、ぜひ今後の改善をしていただきますようお願いをしておきたいと思っています。

○田中委員長

ほかご質問ありますでしょうか。

○やなぎさわ委員

先ほど特別養護老人ホームのことだったので、今回、障害者サービスのことを少しすみません。1点だけ。電子の7ページの西大井福祉園のところのサービス向上および業務改善の視点ということで、就労継続支援B型の公園清掃の際に、熱中症予防でアイスベストを着用したという記載がありました。

皆さんご存じのとおり、とてつもない今年は猛暑で、多分、来年度以降もそれほど変わらないだろうと言われているところで、やはり私もこういった就労継続支援B型の方の公園清掃を見ていて、非常に心配になるところが多くて、ぜひ今後、アイスベストですとか、ファン付きのベストとか、そういったものを積極的に区としても推奨してほしいとか、あと、作業の時間帯とかも、やはり日中の暑い時間ではないときということで、何とか区としても働きかけというか、していただいて、モニタリングにも反映していただきたいと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○松山障害者支援課長

就労継続支援B型等の公園清掃の熱中症予防対策なのですけれども、区としても、猛暑を受けて、現場のほうに働きかけて、何らかの工夫ができないかというのは各施設にお願いしているところです。

施設も、やはり現場のご利用者を目の前にして、作業時間ですとか、あとは、今回、アイスベストの採用に当たっては、ファン付きというのでも検討はされたのですが、なかなか障害のある方によっては、音に過敏な方もいらっしゃるって、最終的にはアイスベストを選んでいただいたというところですので、現場のほうが利用者の特性や状況を見ながら、今後も工夫していただいて、区としても積極的に働きかけを行ってまいります。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時30分休憩

○午後1時30分再開

○田中委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

(4) 旧リボン旗の台店跡地における障害者就労体験事業の実施について

○田中委員長

次に、(4)旧リボン旗の台店跡地における障害者就労体験事業の実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○松山障害者支援課長

私から、旧リボン旗の台店跡地における障害者就労体験事業の実施についてご報告いたします。

1、目的でございます。就労体験の場として物販などを行う店舗を運営し、就労意欲のある障害者等へ就労体験の提供や支援を行います。併せて、区内の障害者就労関係事業所の活動を支援するとともに、障害者等が地域と交流する機会を設け、共生社会の実現に寄与するものでございます。

実施事業場所は、品川区旗の台5丁目13番9号、旧リボン旗の台店跡地です。

事業開始日は、明日9月25日木曜日です。

実施時間は記載のとおり、火曜日から金曜日は午前11時から午後6時まで、土曜日は午前10時から午後5時まで、定休日は原則、日曜日、月曜日、祝日、年末年始でございます。

運営事業者は、社会福祉法人げんきです。簡易型プロポーザル方式（公募型）により応募があった1事業所につきまして、審査会を経て、選定会議で運営事業者として特定いたしました。

実施事業は主に5つございます。1点目、就労体験の提供および超短時間雇用の実施です。就労体験は、障害の有無を問わず、どなたでも体験いただけるよう、また、区内在住で障害のある方、ひきこもりの方、難病などにより長時間働くことが困難な方向けに、週20時間未満で働く超短時間雇用を活用した就労の場を提供いたします。遠隔操作が可能な分身ロボットOriHimeを活用し、障害者の方がどのように働くのか等、障害者理解を深めるとともに、外出が困難な方が活躍できるよう、新たな働き方を広げてまいります。

2つ目、店舗運営です。飲料や菓子類などの一般商品と、区内の障害者就労支援施設で生産している自主製品等を販売いたします。

3点目、インクルーシブな交流スペースの運営およびイベントの開催です。どなたでも利用できる交流スペースを設け、イベントを開催するなど、地域交流を促進してまいります。

4点目、共同受注窓口の設置です。企業等へ働きかけ、大口案件について注文を受け、区内の複数障害者就労事業所へ分散発注するためのコーディネートを行う窓口です。この窓口設置により、販路拡大を図ってまいります。

5点目、区立学校標準服等のリユース事業です。教育委員会と連携して取り組んでおりまして、区立学校で不要となりました標準服等を回収し、必要とする方に無償で譲渡いたします。

最後に、その他ですが、広報しながわ10月11日号にて周知する予定でございます。

○田中委員長

説明は終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございます。旧リボン旗の台店跡地ということで、これ、当初からの予定ということですが、いよいよスタートされるということですのでけれども、冒頭、自主事業の1番目の説明にあった分身ロボットの活用ということについては、私もOriHimeという分身ロボットを活用する事業者を視察したり、議会でもご提案をしたりもしていたのですが、どのような形になるのかというところを幾つか伺います。

それは、今回、就労体験の提供と並列して超短時間雇用の実施という記載があるのですが、これは就労体験ということで行うのかということと、超短時間雇用で行うのかということについては、どのようにお考えになっているのかということと、運営事業者がげんきになっているのですが、このロボットのノウハウというのは、オリィ研究所という日本橋にあるところの、この開発者である吉藤オリィさんという方が開発されて、そこがノウハウを持っていて、同じような事業を昨年度、江東区であるとか東京都でも行っていますけれども、委託については、オリィ研究所に委託してやっているのですが、これはどういう形になるのかということ。

あと、これは明日から、この分身ロボットを活用した事業というのが始まるのかということで、私は非常に大きな期待を持っているのですが、ロボット活用というと、際物的に聞こえるのですが、私も今年の1月に見て、そして、今年の8月にも行って、見てきました。本当に日本の未来が、これは関西万博でも活用されていましたけれども、障害者の雇用だけではなくて、様々なところに活用できる可能性があるという。実用的だし、それで実際お金も稼いでいるということで、期待を込めての質問です。今お伺いしたことについて、現段階で決まっているところを教えてください。

○松山障害者支援課長

分身ロボットについて3点ご質問いただきました。

まず、分身ロボットでございますが、もちろん体験していただくというのも一つ考えております。

また、体験については、やはり無料で体験していただいて、超短時間の場合は、きちんと雇用契約を結んで、最低賃金以上をお支払いするというので、げんきのほうで雇用していただく。

その中では、やはり分身ロボットを活用して、接客ですとか、それ以外にも、お声をかけたり、イベントのMCとかも含めて、いろいろ考えられることはあると思うのですが、今後、超短時間雇用につきましても、ロボットを操作するパイロットについての雇用を考えております。

それから、2点目ですけれども、オリィ研究所がノウハウをお持ちですので、実は区も、それから運営事業所げんきのほうもオリィ研究所とお会いしまして、実際にいろいろ教えていただいて、操作的には、こちらの旧リボン跡地のほうでOriHimeを置いて、保守料をリースで区のほうでお支払いするという形になっています。

それで、ノウハウについても、オリィ研究所から教えていただいて、運営事業所のげんきのほうで提供するという形を取ります。

また、オリィ研究所が運営する様々な事業所、店舗、あいったようなノウハウをいただきまして、今回のこちらの就労体験事業の実施場所には、それを取り入れた形で活かさせていただきました。

明日から分身ロボットがあるのかということですが、既に分身ロボットを配置しておりまして、ただ、パイロットのほうはまだこれから募集するという段取りになっております。

○あくつ委員

ありがとうございました。何となくイメージが湧きました。ありがとうございます。

江東区はオリィ研究所に委託して、オリィ研究所が江東区在住の方を募集して、最低賃金以上の報酬をお支払いをしてというやり方をしていたのですけれども、品川区では、まずはそこで体験ができるということと、これからパイロットが募集されるということで確認しました。

これも聞いていいのかどうか分かりませんが、報酬に関しては、もし超短時間雇用の場合だと、いわゆるそれは最低賃金以上ということで考えているのかどうかということが1つ。

それと、最後に1つだけ聞きます。実はオリィ研究所に私この8月に行って、吉藤オリィさん、本名が健太朗さんですかね。その方とお話をしまして、今、新しい事業をこれから日本橋で始めますということで、O r i H i m eを肩に乗せて観光案内をしますと。そういったことも含めて、当然、操作をするのは自宅に居ながらにして重症心身の方とか、先ほどおっしゃったひきこもりのような方が雇用契約を結んで、そういったことを行うということで、今回は、少し話がずれてしまった。ごめんなさい。リボンの今回開設でした。私が自分で言っていてあれですけれども、障害者の雇用ということに関して、今後、この活用を踏まえて、また新たな雇用について、障害者の雇用の活用についてもぜひ検討していただきたいと思います。すみません。少し言い過ぎました。

○松山障害者支援課長

分身ロボットO r i H i m eを活用した超短時間雇用、それ以外の超短時間雇用も、こちらの就労体験事業のほうでは行っていただく予定でございました。超短時間雇用は、契約をきちんと結んで、1時間当たり最低賃金をお支払いするという契約の下、雇用をするというものでございます。

また、こちらのほうで超短時間雇用の様々な働き方、多様な働き方をまずは試していただいて、今後、委員おっしゃられるような様々なお仕事があると思いますので、可能性を広げていきたいと思っております。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

○吉田委員

この実施事業の中身についてなのですが、これは5項目になっていますが、これら全てをげんきが受託になるのですか。区とげんきの関係からいうと、そういうことになるのでしょうか。

それで、私の感覚だと、こういうそれぞれの(1)(3)(4)(5)がいろいろな事業内容になるわけで、それを運営するのが店舗運営と思っていたのですけれども、それとは別に店舗運営となっているのは、何か別のイメージの事業があるのか。もしそうだったら、教えていただきたいと思います。

それから、共同受注窓口の設置は、私も障害者の超短時間雇用を求めたときに、やはり共同受注窓口が必要であると。それぞれの事業者が事業を受けていると、どうしても偏るので、共同受注の窓口というのを求めたので、ここにできるということはすごく歓迎したいのですけれども、共同受注のやり方という。事業者からそういうお仕事を積極的に取ってくるという感じなのか、それとも、「ここで受注できます」と広げて、待っているような形なのか、げんきの体制の問題もありますので、どの辺までできるのかというのを教えていただきたいと思います。

それから、これ、標準服等のリユース事業ですよ。だから、リユースというのは、不要になった標

準服をそこに置いて、サイズ、使える方たちがそこで借りるのかという。借りるということは、また大きくなってしまったり、それから、卒業されたりしたときに返すという感じなのか。具体的なイメージがつかないのと、げんきとして、また新たな人材とかも雇用されるのだと思うのですけれども、今のげんきの体制でそれが全部、これらの事業が本当に可能なのかと、失礼ながら思ってしまうのですけれども、その点は確認されているか、それぞれ伺います。

○松山障害者支援課長

5点ご質問いただきました。まず、全て5つの受託に関しては、この運営事業者である社会福祉法人げんきになります。

それから、2点目ですけれども、店舗運営と申しましたのは、先ほど、見ようによっては、全てのお店の中で、例えば交流スペースがあったり、共同窓口があったりというような、全て含まれるという形にはなろうかと思いますが、店舗運営とあえて出しましたのは、やはり今まで従来では、区内障害者の自主製品の常設できる場所がテルベしかなかったもので、それはほかの事業者からも、ぜひほかのところでも常設したいというお声もいただいたので、こちらのほうでまた常設をして運営をするといったものがこの店舗運営のイメージでございます。

それから、共同受注窓口なのですが、共同受注窓口の場合は、もちろん今まで自主製品を作っていたところの販売や受注はそのままなのですが、大口案件といった場合について、今まで1か所で受けられなかったというところで、例えば、1つ大口の菓子を納入してくださいという企業からのオーダーが来ましたら、複数箇所の施設に分けて受注の調整をするといったところがこちらでございます。

それから、標準服のリユースにつきましては、必要とする方に無償で譲渡する。お貸しするというのではなくて、お渡しすることになっています。

それから、職員体制なのですけれども、こちらは今のげんきの体制でやるわけではなく、新たに職員をこの事業用につけていただくということで、常勤3人、非常勤3人の体制で行う予定でございます。

○吉田委員

分かりました。では、常勤3人、非常勤3人は明日からということなので、既に雇用契約というか、済んでいるのかという、そうだと思うのですけれども、確認と、それから、店舗運営というのは、こういう事業をその店舗の中で全部回すという意味もあるのかもしれないのですけれども、今までご要望が確かにあった、いろいろな事業所が作っている製品を売る場所が少ないというのに対して、ここでいろいろな事業所のものを売るというイメージでいいのか。それを確認させてください。

それから、やはり交流スペースの運営となると、またそこで企画力とか、そういうのが問われるのかと思うのですけれども、そういう人たちも既に雇用された中に含まれているのか。イベントの開催となると、またそこはイベントのときに別に人を雇ったりする必要があるのかと思うのですけれども、そういうのを全部げんきがやるという感じですか。

それから、共同受注の窓口のところ、これは要望になってしまうかもしれないのですけれども、今おっしゃったみたいに、大口の製品、例えば、言っても大丈夫だと思うのですけれども、クッキーを大口の受注をここできるといったイメージのように今ご答弁を伺ったのですけれども、私が質問したときに求めた共同受注というのは、それぞれいろいろな事業所が、いろいろな隙間仕事というか、作業があるではないですか。例えば、封入作業とか、のりづけの作業とか、そういうのを障害者の方はすごく丁寧にされて、これをずっといつも一定の質でされるというのもよい点としてあるので、そういうそれぞれの作業を必要とする事業者が、それぞれの障害者施設とか、そういうところに頼むのではなくて、そ

ういうお仕事をここで集める。それをここのお仕事として、いろいろな作業ができる方たちに発注するというイメージ、伝わっているかな。そういうイメージだったのですけれども、そういう共同受注はしないのでしょうかというのも伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長

4点、ご質問いただきました。まず、1点目は、職員は既に人材確保されております。

それから、次に、店舗運営なのですが、どちらかというと、テルベのようなイメージでございます。

それから、次は、交流スペースやイベントの運営なのですが、こちらもげんきに担っていただいて、今いる職員体制の中でやっていただくようなイメージでございます。ただ、かなり区内の障害者施設ですとか、様々な超短時間雇用の事業ともつながっておりますので、そういった意味では、いろいろな連携を取ってイベントを盛り上げるということも考えております。

それから、4点目ですけれども、共同受注窓口のイメージなのですが、今現在、それぞれやっている場所は尊重して、それぞれで受注を受けると。それぞれがやはりノウハウですとか、既に受注先との連携もできておりますので、どちらかというと、大口注文、あるいは新規の販路拡大のために、企業等に開拓をしていただきたいということがございまして、そちらのほうもやっていただく予定でございます。

○吉田委員

分かりました。共同受注の窓口は、本当にすごく必要だと思っていて、先ほどのあれでも、生活介護という、やはりそこで生産までどうか分からないけれども、生活介護で時々よく見受けられるのが、ただいだけ、安静にして穏やかに過ごすだけというより、やはりそこにいらした方は、定期的に通ってきて、そこで何かの作業をして、そういう達成感みたいなを感じておうちに帰っていくというのが必要なのではないかと思っていて、それほどすごいお仕事ではなくても、何かそういう作業というものも、共同受注窓口、だから、就労継続支援A型とか就労継続支援B型とかにはつながらない、でも、生活介護のところでもできるような作業というのも共同受注していただきたいという思いで、先ほど質問をいたしました。

生活介護の現場で、大分前の情報なので、今はそんなことはないと思うのですけれども、なかなかそういう作業がなくて、いろいろなものを洗うという作業をしてもらうのだけれども、結局それ以上の作業がなくて、繰り返し繰り返し同じような作業をさせているというのを保護者の方から伺って、それはあまりにも悲しいかなと思ったので、それぞれの生活介護の施設に仕事を集めてくるというのまで求めるのは難しいから、こういう共同受注の仕組みがあって、そういう生活介護のところとか、就労継続支援B型とか就労継続支援A型にふさわしい仕事が、それぞれ配分という言い方がいいのかどうか分からないのですけれども、そういう仕組みがあったらいいなと思って、以前、一般質問で共同受注の仕組みが欲しいというのを伺いました。

だから、私のイメージとまるっきり一緒である必要は全然ないのですけれども、そういう形の共同受注の窓口であってほしいという思いで質問させていただきました。

今現状がどうなのか分かりませんが、将来的には、やはりそういう就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、それぞれにふさわしい仕事が受注できるような共同受注の窓口を目指していただきたいのですけれども、区の方針としては、その辺いかがでしょうか。現時点で結構ですので。

○松山障害者支援課長

共同受注窓口に対する区の方針についてでございます。今現在、品川区には初めてこちらが共同受注窓口を設置することになりましたので、まずは一番皆さんに受けられるところとしては、まずは大口注

文、あとは企業開拓によって、やはり大口注文を受けてきちんと納品をしなければいけないというのがありますので、生活介護の生産活動までのところまでできるかは分かりませんが、今後、企業開拓に積極的に努めていって、就労継続支援A型や就労継続支援B型の方々にもきちんとした作業が、新たな作業メニューが提供できるようにしていければと思っております。

○吉田委員

分かりました。確かに生活介護のところまでというのは一気には難しいと思いますが、生活介護の人たちも作業を必要としているということを今お伝えしたかったわけで、まずは就労継続支援A型、就労継続支援B型の方たちに、それぞれふさわしいお仕事が共同受注できるような仕組みとしていただければと思います。

生活者ネットワークにも時々来るのです。何か封入作業とか、お仕事はありませんかと。ただ、残念ながら定期的なお仕事は提供できないので、こういう区として共同受注の仕組みができるというのは本当に歓迎しておりますので、先を見据えていただきたいと思います。

○田中委員長

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○鈴木委員

今回の旧リボン跡の施設というのは、法内の施設ではないですね。それなので、なかなかイメージが湧きにくくて、今、いろいろとご説明いただいて、少しずつ見えてくる感じがするのですけれども、法内の施設ではないということなので、報酬とか何かはなくて、全て品川区の独自の予算で運営するということになると思うのですけれども、ホームページを見ましたら、区政運営会議記録要旨というのが今年の1月24日更新でホームページにあったのですけれども、ここには、もともとのあれは5,000万円とプレス発表ではなっていたと思うのですが、イニシャルコストが1,000万円で、ランニングコストが4,000万円で、委託料が3,300万円で、人件費が2,360万円、その他940万円ということであるのですけれども、具体的な予算というのは、ほとんどこのとおりになるのかというのが、1点、確認をさせていただきたいと思います。

それと、今回この施設を、法内ではない品川区独自の施設をつくったというのの一番の目的というのは、就労体験の提供というところになるのか。そこら辺の目的、法内ではない品川区独自の施設をつくった一番の目的というのを教えていただけたらと思います。

それから、職員体制というのは、先ほど読んだところとは若干違うのですけれども、正規職員が3名で、非常勤3名ということなのですが、実際に就労体験の提供をされる、そういう実際にここに通われる方というのは、何人くらい登録を予定しているのか。そのこともお聞かせいただきたいと思います。

それで、明日から事業開始ということなのですが、施設名とかは決まっているのか。看板とかを掲げられているのか。その点についてもお聞かせください。

○松山障害者支援課長

まず、1点目、予算ですけれども、こちらの区政運営会議資料に書かれているような予算規模は、同額です。ただし、一応、東京都の補助金を申請しておりまして、補助金が令和7年度の子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業のうち、就労体験等を通じた地域共生社会の居場所づくり事業として、東京都から1,000万円の内示をいただいております。そちらを活用させていただく予定でございます。

それから、2点目、こちらの法内ではない事業ですけれども、区独自のものを考えた理由ですが、や

はりこの間、区政運営会議の資料にもありますように、障害者就労支援センターの登録者数が年々増加しておりまして、考えられる原因としましては、企業での就労経験がない。あとは、自分の適性を客観的に把握したいというニーズも増加したと聞いております。

また、民間雇用は定着せずに、再登録者が増えております。新たに超短時間雇用促進事業が始まりまして、短時間で働きたい人も登録しやすくなったというのが増加理由でございます。そのため、仕事を体験できる場を提供するということで、就労希望者が自身の適性に気づくことで、適切な就労支援や雇用につなげる、また、仕事の体験を通じまして、社会との関わり、他者とのコミュニケーションを学ぶことができるのではないかとということで、こちらの旗の台りボン跡地を活用させていただくことになりました。

それから、特に登録者が何人かというのは、まだ制限を決めているわけではございません。

それから、施設名称なのですけれども、こちら、施設ではなくて、この場を借りた事業ということで、ただし、やはりこの事業のところに通いたいといった方については、何かしら障害者の方にとって分かりやすい名前がいいのではないかとということで事業者からもご提案いただいておりますので、事業者に対しましては、当事者や関係者、あるいは地域の町会の方々や障害者団体のご意見を聞きながら、いずれは決めていっていただきたいと、区のほうは伝えております。

○鈴木委員

あと、4月に公募したと思うのですが、応募は1事業所ということで、げんきが1者だけ応募したということになると思うのですが、これはそのように今まであまりない事業なので、なかなか応募がなかったというか、そういう応募が1者しかないという理由、そこら辺は区としてどう考えられているのか伺います。

○松山障害者支援課長

応募状況についてのご質問です。公募としましては、通常どおり、ホームページでお知らせして、周知はさせていただきました。

当初4事業所から応募がございました。現地見学もしていただいたのですが、3事業所から辞退があり、最終的には1事業所について審査をしたという結果になります。

なお、辞退の理由は、人材確保が難しいという理由でございました。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) 令和8年度分品川区立高齢者住宅（単身用）補欠登録者の募集について

○田中委員長

次に、(5)令和8年度分品川区立高齢者住宅（単身用）補欠登録者の募集についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○樫村高齢者地域支援課長

それでは、私から、令和8年度分品川区立高齢者住宅（単身用）補欠登録者の募集についてご報告をいたします。

資料、令和8年度分品川区立高齢者住宅（単身用）補欠登録者の募集について、電子では1ページご覧ください。高齢者住宅は、現在、建設型3棟と借り上げ型7棟の単身用の住宅が計217戸ございます。

本件は、募集案内に基づき申請をいただいた方につきまして、お困りの度合いに応じて名簿登録をさせていただき、令和8年4月から令和9年3月までの間に高齢者住宅に空きが生じた際に、順次入居のご案内をさせていただくものでございます。

1、受付期間、2、受付場所、3、受付時間につきましては、資料に記載のとおりでございます。

4、募集内容の補欠登録者でございますが、これまでの空き状況の実績から、60人ほどを予定しているところでございます。

5、申請資格につきましては、資料に記載の(1)から(5)までの全てに該当する方でございます。前年度と変更はございません。

6、申請方法につきましては、必要書類をご準備いただきまして、ご本人の意思ですとか現況を職員が1人ずつ確認するため、申請者本人に窓口までご持参をいただいております。

7、周知方法でございますが、11月1日号の広報しながわ、統合チラシ、そして、区のホームページに掲載をいたします。また、募集案内につきましては、高齢者地域支援課の窓口、各シルバーセンター、ゆうゆうプラザ、地域センター、サービスコーナー、在宅介護支援センターで配布する予定でございます。

続きまして、電子2ページから5ページの資料、品川区立高齢者住宅補欠登録者募集のご案内をご覧ください。こちらは、実際に区民の方へ配布する予定の募集案内でございまして、2ページ3ページには、ただいまご説明申し上げました内容が記載されております。

電子4ページには、募集する高齢者住宅一覧として、電子の5ページには間取り図の例、注意事項、申請から入居までの手順の流れを記載してございます。

○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

高齢者住宅217戸ですけれども、令和6年の申請者数と、その中で入れた人数だけ教えてください。

○樫村高齢者地域支援課長

令和6年度の申込み状況でございますけれども、62名の方に申込みをいただきまして、うち1名が辞退をされました。つきまして、審査対象としては61名の方が審査対象となっておりまして、入居された方につきましては、28名の方が入居されたといったところでございます。

○鈴木委員

28名というのは、案外、割と多い人数だという思い、大体20名ぐらいが例年だったと思うのですが、これは半分近くの方が入れたということなのですが、立ち退きの要求を受けている方が基本で、劣悪なという方もなると思うのですが、入れた方の大体理由というのはどんな状況かというのも、分かったら教えてください。

○樫村高齢者地域支援課長

入居された方の内訳というところでございますが、細かいところの数字はないのですが、基本的には名簿の登録順位としては、立ち退きの方を優先に点数自体が高くなりますので、立ち退きの方の

ほうが高いといった形になります。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

○あくつ委員

ご説明のとおりだと思うのですが、1点だけ、前々からお聞きしたかったのですが、よくご紹介をさせていただくのですが、相談者の方に。申請資格の中にある、保安上というところ、また、保健衛生上の劣悪な、保健衛生上はよく分かるのですが、保安上というのは、よく引っ越しをされた方の中には、近隣トラブルであったりとか、そういう意味での不安を感じている。犯罪に対しての不安を感じている。客観的に見てどうなのかというところもあってということもあるのですが、生活保護の方も対象になっているということなのですが、これは保安上というのはどういうことを示して保安上というのを申請条件にされているのか、少し詳しく教えてください。

○樫村高齢者地域支援課長

保安上というところでございますけれども、委員ご指摘のとおり、やはりセキュリティ面ですとか、そういったところも含んだ形で内容としているところでございます。

○あくつ委員

生活保護を受給されている方で、ここに住宅扶助限度額5万3,700円、独り暮らしの方の場合、これは単身のあれでしょうから、あれなのですが、ご本人の申出に対して引っ越しが、それは民間の引っ越しも含めて、当然ケースワーカーとかともいろいろ協議はされるのでしょうか、かなり客観的な要件がそろわないと、なかなか引っ越しが困難で、本人の精神衛生というところも当然加味されると思うのですが、保安上というところが分かりにくかったので質問しましたが、これ以上多分質問してもなかなか、そこについては客観的な要件が必要ということなのですかね。そこだけ教えてください。

○樫村高齢者地域支援課長

保安上については、おっしゃるとおり、客観的な要件というところになりますけれども、それ以外にも、ご本人への聞き取りですとか、それから、職員と、委託している宅建協会の方と実際にご自宅に伺って、そういったところの状況を確認させていただいた上での審査という形になります。

○あくつ委員

ありがとうございます。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

○やなぎさわ委員

すみません。今の質問に関連するかもしれないのですが、ご近所トラブルというか、何かそういったところで精神的に危険を感じていたり、かなり追い詰められていて、今のここに住めないみたいな、そういった方は条件としては入る可能性はあるのでしょうか。

○樫村高齢者地域支援課長

そういった内容につきましても、先ほど申し上げたとおり、やはりご本人の聞き取り等を調査していただいて、あくまでも優先順位をつけてということになりますので、その方がどの優先順位になるかというところはあれなのですが、そういった状況を聞き取った上での審査をさせていただくといったところでございます。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○田中委員長

次に、予定表では2の行政視察についてですが、会議の運営上、先に予定表3のその他を行います。

初めに、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

では、この案のとおり申し出ます。

(2) 委員長報告について

○田中委員長

次に、(2)委員長報告についてでございます。

一昨日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

(3) その他

○田中委員長

次に、(3)その他でございますが、何かありますでしょうか。

○赤木生活衛生課長

それでは、私からは、9月11日に発生いたしました大雨被害における保健所としての支援につきまして、ご報告させていただきます。

まず、9月11日に発生しました大雨災害におきまして被害に遭われた皆様に対しまして、謹んでお見舞いを申し上げます。

現状では、お住まいや店舗等の事業所で床上・床下浸水などの被害が生じた方で、消毒を希望される皆様に対しまして、専門業者を派遣しまして、床面であったりとか、壁など、人が通常居住する空間を中心に消毒作業を順次行っております。

これまで保健所への消毒に関する相談件数でございますけれども、9月22日15時時点で、延べ363件、そのうち消毒が完了している件数につきましては、255件でございます。

なお、既に消毒依頼をいただいた方々のうち、まだ消毒が完了していない方につきましては、本日から28日日曜日までの間に業者を派遣できるよう、現在調整中ございまして、調整がついた方から順

次対応させていただいているところでございます。

○田中委員長

ご説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○あくつ委員

ありがとうございます。今回の区の対応の早さというか、そういうことに関しては本当に心から感謝申し上げたいと思いますし、区民からの評価も、私のところに来ているのは、追加も含めて、非常に様々なことを本当に献身的にやっていただけたと思っております。

その中で、この週末もやはり地下に水が流れ込んでしまったのだけれどもということで、まだ残念ながらお声が届いていない方がいて、それは週明けに、今はコールセンターが縮小されたので、こちらにもお電話してくださいということでのお伝えをしたのですが、こういったことに対する個別の対応というのは、例えば消毒に関して言えば、一体いつまでこれは受けていただけるのか、教えてください。

○赤木生活衛生課長

委員ご質問いただきました、消毒のご依頼につきましていつまで受け付けるのかというお話ですが、今、ホームページ上のご案内としましては、電子申請につきましては、先日の9月21日曜日で電子申請自体は終了しております、今現在としましては、保健所の生活衛生課環境衛生担当で、消毒のご依頼をいただける方につきましては、個別に対応させていただいているところでございます。

なお、期限等につきましても、一応、原則はホームページ上では、新規のお申込みは先週の9月19日金曜日で終了という形のご案内をさせていただいているのですが、これはあくまでも原則でございますので、先ほど委員からもお話しいただいたような、まだお片づけが済んでいない方も一定数いると我々としては認識しておりますので、そういった方々からご依頼をいただく可能性があるというところで、そういった方々からのご依頼がなくなるまでというのが一つの期限かと我々としては考えておりますので、我々として、ご依頼いただける部分につきましては極力対応できるように、体制としては組んでいきたいと考えております。

○あくつ委員

今課長がおっしゃられたような内容は、ホームページ等にも、また、様々なSNS等でも、先週の末ですか、いろいろ流れたところで、我々議会にも説明があったところなのですが、それに付随して、各課では個別に対応していただけるということだったので、私もお案内しましたが、今朝も一番で防災課に連絡して、これからそういう連絡があるかもしれないけれども、丁寧に対応していただきたいということ、被害を受けていて、心にすごく今重たいものを皆さん持っていらっしゃるので、先ほど電話の対応も、受付は終わっていますと書いてあったのですが、ただ、個別に対応しますと先ほどおっしゃられた言葉の裏には、柔軟に対応しますということだと思うので、そこについては、しつこいようですが、先ほどそういったお声がなくなるまでということがあったのですが、お片づけされている方も、ポンプがあったのですが、水で埋まってしまったということで、それを抜くのに業者に頼んでお金もかかってしまったということなので、そこは所管としては、保健所生活衛生課が所管だと思うので、くれぐれも電話された方が、ごめんなさい、こういう言い方を失礼かもしれないけれども、がっかりしないような対応をぜひお願いしたいと思います。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

○鈴木委員

先ほど消毒のところが、床面と壁ということでご説明だったのですけれども、結構、地下駐車場のところはかなり本当に水没してしまって、そこに置いておいたものが本当に全部駄目になってしまうみたいな、そういうところというのも何か所かあったと思うのですけれども、地下駐車場だったり、そういうところもやっていただくということで確認させていただいていいでしょうか。そこも多分、お願いしたと思うのですけれども、実際どうだったのかと。

それと、あとは、外壁みたいなところもぜひやっていただきたいというご要望もあったのですけれども、そこら辺のところに対してはいかがでしょうか。

○赤木生活衛生課長

2点ほどご質問をいただいたと認識しております。

まず、1点目の地下駐車場についてなのですが、こちらはケース・バイ・ケースになってこようかと思いますが、基本的には、先ほど申し上げたとおり、人が居住するスペース、および通常人が立ち入るような場所につきましては、基本的には消毒業者のほうで消毒をしていると聞いております。

2点目の外壁につきましてですけれども、確かにご要望として、例えば、屋外の場所の消毒をご希望される方も一定数いると我々としても認識はしているのですけれども、まずは我々の考え方としまして、今回、浸水被害、区内のかなり広範囲にわたって発生していると。なおかつ相当数の被害家屋が出ていると認識しておりますので、まずは人が通常居住する場所、先ほど申し上げたような場所を優先的に実施するというところで業者には指示をしているというところでございます。

なお、外壁等、外につきましては、基本的にはそのときの気候にもよるのですけれども、まずはよく大量の水等で洗い流していただくということを原則としておりまして、消毒をすることも不可能ではないのですが、ただ、消毒をした後に例えばすぐ雨が降ってしまったりであったりとか、そうになってしまうとあまり効果的ではないというところもございますので、基本的には清掃を優先していただいて、基本的には大量の水を流していただいた後に乾燥させていただくというところを、こちらは個別にお問合せいただく方についてはご案内をしているというのが現状でございます。

○田中委員長

ほかにご発言ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ほかにはないので、以上で本件を終了いたします。ご苦労さまですが、また引き続きよろしく願いいたします。

そのほか、その他で何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ないので、以上でその他を終了いたします。

2 行政視察について

○田中委員長

最後に、予定表2の行政視察についてを行います。

まず、行政視察の同行理事者につきましては、高山健康推進部次長との報告を区長より受けておりますので、ご報告いたします。

次に、サイドブックに掲載しております行政視察についての資料を基に、視察先の概要について確認をしていきたいと思いますが、これ以降は、同行される健康推進部次長のみお残りいただき、その他の理事者の方はご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

〔理事者退席〕

○田中委員長

それでは、行政視察についての資料を基に、視察先の概要について理解を深めたいと思います。

進め方につきましては、まず、資料を基に私から視察先についての概要をお話しし、その後に視察先への質問や確認したい事項などのご発言をお願いしたいと思います。

それでは、初めに、私から視察先をご紹介します。視察の行程にならって一括してお話いたします。

まず、三島市です。ページ番号を下につけております。

1ページをお開きください。令和7年10月28日火曜日、1日目の午前でございます。視察場所は、三島市役所になっております。視察内容は、母子保健について視察を行います。

2ページから5ページまでをご覧ください。三島市の母子保健について記載されております。その中から幾つかご紹介いたします。

6ページから8ページをご覧ください。「産後ケア」について記載されております。三島市では、現在、11の医療機関等で宿泊・日帰り・居宅訪問による産後ケア事業を行っております。

9ページおよび10ページをご覧ください。「産前・産後包括相談センター ～みしまめっこオンライン事業～」について記載されております。オンラインを活用した3つの事業を行っております。1つ目は、オンライン両親教室として、妊娠中から産後の生活、育児について、産前・産後の2つの両親教室を月替わりで開催しており、オンライン開催のため、外出が難しい方なども自宅からの参加が可能となっております。

2つ目は、みしまめっこ相談として、妊娠・出産・子育ての悩みや疑問を助産師へビデオ通話・メール・電話にて相談ができます。

3つ目は、出産・育児コラムの配信として、妊娠・出産・育児に関する情報を随時配信しております。

10ページから12ページをご覧ください。三島市子育て世帯訪問支援事業について記載されております。妊娠期や産後6か月未満で家族等の援助が受けられない方などに対し、市内の訪問介護事業所等の訪問支援員が訪問し、家事や育児支援を行う事業となっております。

次に、14ページをご覧ください。続いて、愛知県になります。令和7年10月28日火曜日、1日目の午後でございます。視察場所は愛知県庁になります。視察内容は、「高齢者とデジタル社会」と称して、高齢者デジタルサポーター事業について視察を行います。

22ページから27ページをご覧ください。高齢者デジタルサポーター事業は、デジタルに不慣れた高齢者に対し、同じ高齢者の目線でスマートフォンなどの操作説明や相談に応じる高齢者デジタルサポーターを募集し、愛知県主催の講習を修了・登録後、市町村から依頼を受けて、高齢者向けの講習会で講師として活動してもらうデジタルデバйдの解消を目的とした事業となっております。

次に、28ページをご覧ください。大府市でございます。令和7年10月29日水曜日、2日目でございます。視察場所は、大府市役所・国立長寿支援ロボットセンター・あいちサービスロボット実用化

センターになります。視察内容は、ウェルネスバレーにおける介護ロボットの導入について視察を行います。

29ページから49ページまでは、ウェルネスバレーについての資料となっております。ウェルネスバレーとは、健康・長寿に関する研究機関や施設が集積した地区を称したもので、健康長寿の一大拠点の形成を目指しております。

50ページから65ページまでは、ウェルネスバレーにおける介護ロボットの導入についてまとめた報告となっております。

66ページから78ページまでは、国立長寿支援ロボットセンターについて記載しております。国立長寿支援ロボットセンターは、長寿医療に関する診療と研究機関を有するナショナルセンターとしての立場から、情報集積と発信を通じシーズと高齢者のニーズのマッチング、長寿医療の立場からのロボット開発に係る実証の場の提供、長寿工学研究の推進、政策提言を行っております。

79ページから86ページまでは、あいちサービスロボット実用化センターについて記載しております。あいちサービスロボット実用化センターは、国立長寿支援ロボットセンターに併設されており、相談窓口とサービスロボット等の展示コーナーを設置し、医療や介護等のサービス分野のロボット、用具、機器等の実用化や利活用を目指す企業・大学・介護施設等への支援を行っております。

最後に、87ページをご覧ください。津山市です。行政視察3日目、10月30日木曜日でございます。視察場所は、津山市役所になります。視察内容は、住民主体の介護予防事業についての視察を行います。

88ページをご覧ください。津山市では、「地域でいきいき！通いの場」として、こけないからだ講座や、ふらっとカフェ、俺の野菜づくり講座等を行っております。

90ページから94ページまでは、こけないからだ講座について記載されております。こけないからだ講座は213の会場で行われており、住み慣れた地域の仲間と週1回体操を行っております。筋力をつけるだけではなく、認知症・閉じこもりなどの防止や住民同士の見守り活動にも役立っております。

95ページから98ページまでは、ふらっとカフェについて記載されております。ふらっとカフェは、地区の集会所など身近な場所で気軽に集まれる居場所づくりをする活動です。令和6年4月から、ふらっとカフェを運営する団体への補助金制度も始まりました。

99ページからは、俺の野菜づくり講座について記載されております。地域の通いの場への参加が少ない高齢者男性を対象に、菜園での野菜づくりに取り組んでいます。月に1回の講座のほか、参加者が交代で水やりや草取りを行います。収穫祭では、児童クラブの子どもたちや地域の高齢者と交流しながら、収穫した野菜を使った簡単な料理を作っております。

簡単ではございますが、視察先のご紹介は以上であります。

次に、視察先で特に質問や確認したい事項、ご要望等がございましたらご発言いただきたいのですが、先日もお伝えしたとおり、各視察先より質問事項の事前送付の依頼がございます。そこで、どういう視点を持って調査をしていきたいか、どういうことを先方に聞いて確認したいかなど、各委員、本日の勉強会の資料等を参考に視察先について調べていただきまして、ご意見やご質問事項を出していただきたいと思います。

視察先に関する質問事項等の取りまとめの方法の詳細は委員会終了後に追って行いますが、10月1日水曜日をめどに事務局へご提出をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、現時点において、視察先で特に質問や確認したい事項、ご要望等がございましたら、ご発

言願います。いかがでしょうか。

○あくつ委員

全く異論はないですし、あれなのですけれども、今回のこの視察先というのが4か所、コンセプト、今回の所管事務調査等と何か連携をしている部分があるのかどうかというところの確認で、例えば、岡山県津山市というのは、介護予防ということなのですけれども、今回は所管事務調査の関連とか、母子保健というのはたしか入っていた気がするのですけれども、その辺りはどのようなコンセプトなのかというところを確認した上で行ったほうが有意義かと。質問をつくるにしても。

○田中委員長

所管事務調査を踏まえて、当初、各会派から視察先のご意見、ご要望をお聞かせいただく中に、高齢者の居場所づくりなどの視点についてのご意見がございましたので、そこも踏まえながら、この場所を1つは選ばせていただきました。

そのほか、母子保健ですとか、所管事務調査項目に関連する内容、また、それを踏まえた各会派からのご要望等も踏まえ、選定いたしました。

本当は、先方が許せば、ご意見、ご要望で、特に所管事務調査にかなうというか、適切な視察先があったのですけれども、先方との調整でそれもかなわなかった中で、今回の4か所を提示させていただきました。

○あくつ委員

今回、4か所行く中で、どちらかというと、高齢者というところ、高齢社会に対する取組みたいなものが多かったので、今回はやはりそこがメインなのかと思いながら伺っておりました。最近結構、前と比べると、すごく受入れが厳しくなっているのですけれども、分かりました。承知しました。

○田中委員長

ありがとうございます。

当日の視察に向けての、特に質問事項など、今日ではなくてもいいので、先ほど言った10月1日までに、ぜひそれぞれの皆様の問題意識の視点でまとめていただけたらと思います。

今現在は特によろしいですか。

また、全体を通じて何かご確認事項等ありましたら、ご発言ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

それでは、現地にて活発な調査、質疑等をしていただき、実りある行政視察としてまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

なお、行政視察の報告書につきましては、これまでどおり、視察後、直近の委員会閉会後に各委員から感想等を出し合っていたいただき、その議事録をもって報告書にまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

以上で行政視察についてを終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後2時34分閉会